

平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 23 年 6 月 22 日（水曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

税務課長 郷家 栄一

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

交通防災課長補佐 武田 孝

交通防災課主幹(消防防災担当) 松戸 幸二

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

本会議 2 日目でございます。大分予報ではきょうは暑いというような予報でございますけれども、どうぞ冷房も入っております。さらには、壇上にありますアヤメを見ながら心涼しく穏やかに御審議賜りたいと、このように申し上げてあいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において中村善吉議員及び吉田瑞生議員を指名いたします。

---

日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度多賀城市一般会計補正予算（第1号））

○議長（石橋源一）

日程第2、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、昨日提案理由の説明が終わっておりますので、早速質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

130ページの扶助費のところでは身元不明20体分の御遺体があったというお話だったんですが、その後の身元は判明したんでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

昨日説明したのは、予算上20体分の火葬費用を取ったということでございます。これまで市が火葬いたしましたのは10体、そのうち身元不明が4体でございました。あとの6体は引き取り手のない御遺体ということで火葬させていただきました。身元不明として火葬させていただいた御遺体4体については、現在身元が皆さん判明して、遺骨を御遺族にお返ししております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

なかなか職員の人でもそういう御不幸に遭われた方もあるというふうに聞きましたけれども、巷間では、亡くなったけれどもなかなか御遺体が見つからないというようなことで、出てきたというときは、あら、よかったねえというお話を交わすことがありまして、何かちぐはぐな会話の中で悲しみが出るようなお話があちこちで聞かれましたけれども、御遺体が皆さん全部御家族のもとに帰られて、それはそれでよかったかなというふうに思います。

次です。同じ扶助費のところ、社会福祉課の2番災害救助実施事業のところ、仮設住宅の説明がありましたけれども、私ども、この間、仮設に入居した方を訪問しながらお話を伺っているんですが、大分住宅によってはグレードに差があって、入居者の方々の御不満の種になっているような気がするんですが、このグレードの差はいかなる理由によって生じているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長ですか。はい、副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

仮設住宅につきましては、これは市が皆さんの御希望を取りまとめて県に申し込みをして、県が発注して建設されるということになります。その結果、今御意見ございましたようにグレードに少し差があるというのは確かにございますけれども、それはどういうことで発注になってきているのか、ちょっとなかなか市で関与できていない部分がございますので、この辺についてはうまく避難された方々、入居された方々の不公平が生じないように、あとのフォローにいろいろ努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

仮設の形態だけでなく中身、電化製品がつかますよね、7点か8点。あれもグレードのいいところに入居した人の電化製品、聞けば一番わかりやすいのは冷蔵庫ですけども、冷蔵庫の大きさが全く違ってたりするんです。グレードの悪いところは冷蔵庫が二回り、三回りぐらい小さいですよ。行ってみるとわかるけど。ですから、冷蔵庫の発注先は日赤だと思うんですが、その違いがどのようなことになっているのかわかりませんが、グレードの非常に粗末なところは天井がボードのがらんむき出しだったり、あと壁にリベットの跡が全部わかっていたり、それから、流しのシンクが流しだけ、この両わきに何も置くところがないと。だから、洗ったお茶碗を置くところもないというような仕様なんです。多分同じ単価で発注しているんだと思うんです、県では。しかし、そんなに差があっては、あの業者一体何者だと私は思うんです。行って相手の人から名刺もいただきまして今県で詰めてもらっていますが、どういうわけでああいうことになっているんだというようなことでは、本当に一括発注という、便利だけれども気持ちの行き届かないそういうことが起きているなというふうなことを思いましたね。

これからのあったときの話はしたくないんですけども、やはり地元の人たちをきちんと雇用しながら手間暇かかるけれどもぜひ使っていくって、私たちの目で見えるような状況でつくっていくことが大事だなというふうに思ったんです。今後の教訓として、まとめて頼むのは便利でいいけれども、それは目が行き届かないという点では、大変入居者が要らざる不満を持たれるという点では、ちょっと行ってごらんになってみるといいと思います。本当に粗末なものです。城南と、それから山王の業者は。ちょっと詰めないといけませんよ、あそこは。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、134ページ、社会教育費委託料です。生涯学習、文化センターとそれから保健体育の体育館のところのどっちも指定管理のところ、1週間に一遍やっていたときにいろいろ説明はお聞きしました。しかし、まだ私は一方では売り上げの補てんをしながら、一方では委託料を減らしているという、そういうやり方に大変疑問を持っています。そういうことでいいのかということは、本当に不公平のきわみだというふうに思っています、

しかも体育館の方は職員の人たちが十数人このことによって解雇させられているという点では、またさらに同じような人材を集めようと思うとなかなか大変なのではないかなというふうに思います。そういう意味ではきちんとよく考えて人の手配なりしていくべきではないかなというふうに思っていましたので言っておきます、一言。それだけです。

それから、避難所が統一されるといううわさというかお話というか、今避難されている方の間でそういうお話がされているんですが、はっきりしているんですか。体育館にまとまるんだとやという話をされているんですけれども。

○議長（石橋源一）

まず、初めの件については副教育長から。（「両方を」の声あり）両方ですか。はい。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、社会教育施設の関係について改めてお話をさせていただきたいと思います。

まず、文化センターの方につきましても、これは使用料収入が減ったりとか、いわゆる指定管理としてのありようが4月1日の時点では当初想定している内容と大幅に変更されるというふうなことになるので、それぞれの事業者の方と十分お話をした上でこのようになっているということ。それから、現在避難所で利用されていますので、その避難所が閉鎖された段階で、できるだけ早くメンテナンスをした後に従前の本来の姿に戻していきたい。これは文化センターも総合体育館、体育施設も同じような考えでございます。

それから、現在避難所につきましては教育委員会の方の社会教育施設がすべて担っているというふうなことで、それぞれ教育委員会が担当というふうなことでやっております。これまで実は避難者の数が大きかったというのは理由にはなりませんけれども、なかなか個別の相談というのができないというふうな状況で、先週ぐらいから総勢500人を切っているような状況というふうなこともございまして、実は私も7班編成で現在の避難所の方々に個別の相談をさせていただいております。相談した結果、もうそろそろ戻れるように自宅の方がなってきたとかいろんな方がおまして、実際先週の金曜日から歩き始めたんですけれども、この四、五日で100名近く避難されている方が減ってきております。当然避難所の方に移られた方もいらっしゃるんですけれども、まあ御自宅の方に戻れる、どうしようかなと迷っていたような方も中にはたくさんおまして、一部そういったことが不満として私たちの耳にも入ってございましたので、いろいろ情報を聞きながら個別相談をさせていただいております。

一番最初に申し上げましたように、できるだけ早く社会教育施設も復旧をしまして市民の方々に御利用いただきたいというふうなことです。人数がある程度減ってきた場合には、効率的な運営を図るためにもどこかに集約しなければならないだろうというふうなことで、私も先週の金曜日から歩き始めた中で、おおむね全体の数が300以下ぐらいになってきたら1カ所にしなければならないだろうというふうなことで、最終的には総合体育館の方に御移動いただきたいというふうなことでお話をさせていただいております。

ただ、これまでも何度か、例えば自衛隊から学校へ、学校から文化センターへということ、何度か統廃合してくる中で相当なトラブルがありました。警察に入っていたとかそういったこともありましたので、今回につきましてはもう最後の集約というふうな形で考えております。というのは、7月7日に勤労青少年ホーム跡地の仮設住宅が一応完成するという予定です。それから、7月20日には多賀城中学校の仮設住宅50棟ができる予定です。そうすると、今の時期に集めた場合、体育館に行ってまた引っ越しをするというふうなことが避難されている方々にとっては相当な苦痛になるというふうなこともございま

すので、できるだけ1回で、あとは御自宅に戻るなりなんなりそういった条件が整うまでは総合体育館の方にいていただけるようにということで、二度、三度の引っ越しがないような状況で最終的な統合というふうなことについては考えておりますので、そういったことを前提に、今すべての方にお会いをしてお話を一人一人させていただこうということで、避難所の方に職員が出向いて説明をさせていただいておりますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

ただでさえ異常な事態に生活が陥っているわけですよ。そういう中で、必要のない気持ちを荒立てるようなこととなるだけ少ないような配慮をお願いしたいというふうに思うんですが、一方で体育館の方の委託料が削られた問題では、彼らは彼ら本来の任務でないそういう部分で委託をしているわけですよ。そういうところで指定管理する場面が少なくなったから減らすんだという理屈でしたけれども、何かいまちやほり納得できないのでそれでいいのかという、同じだったらわかるよ。待遇が二つ一緒だったらわかるよ、同じ状態で。片方を減らして片方に補てんしてやるというのは、どうもまた改めて納得できません。ということです。

あとはもう一つあったような気もするんだけど、忘れたからまた後でします。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

136ページのところで汚泥の放射線についてお聞きします。

放射性ヨウ素は高温でなくなるらしいんですけども、セシウム134、137は最高が30年で半減というような新聞記事等がありまして、上下水道の処理施設の汚泥とかごみの焼却施設の焼却灰などについての見解をお聞きいたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まず、仮置き場にある瓦れきの放射能の測定についてお答えいたします。現時点では測定はしておりません。ただ、今月29日、宮城県から放射能の測定器が1台貸与されますので、その利用方法については保育所、学校等含め何の測定をするのか、今後考えてまいります。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

これは長期にわたってのきちんとした対策が必要だと思っておりますので、これからもよろしくお聞きいたします。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

まずちょっと確認なんですけれども、震災で孤児になられた方というのは本市におられるかどうか、ちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長でいいですか。保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

なしということで確認しております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。余りそういう話は聞いていないので、恐らく本市においては震災で孤児になられた方はいないんだろうとおってはおったんですけれども、意外とこれ公式の場で確認というのがされていなかったように記憶しているので、今ここで質問させていただきました。

それで、私も放射線のことなんですけれども、今相澤議員の御質問に対して測定器が県から1台、6月29日だったかな、貸与されるというふうな御回答がありましたけれども、市として測定器を購入するというお考えはなかったんでしょうか。これがまず第1点。本格的なものを購入するお考えがあったのかということと、簡易的に安いものでも購入をしようとお考えになったのかどうか。まずこの2点御回答いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

市でも専門の業者に測定をお願いしようといいました。しかし、その会社さん、放射能を測定できる会社は市内の業者でございますけれども、今機器がそろえられない。それで、市の委託は受けることができないという回答をいただきました。また、簡易放射線の測定器でございますけれども、これもちょっとこちらでは探せなかった、売っているものを見つけることができなかったという事実がございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

それじゃ、逆な意味で、私は本当は市が買って、売っていたのであればお買いになって、工学部ですか、ここに平成23年6月20日更新の放射能測定結果という多賀城市のホームページのをこれプリントアウトしているんですけれども、市はいろいろと放射線に関して

は一生懸命になってこうやって公開などして、いたずらに市民の方が不安にならないように努力しておるのはわかっておったんですけども、やはり市民からの問い合わせとか要望というのは、放射線を測定してほしいとかそういう要望や何かは今までどれくらいありましたか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ちょっと件数の総数については細かく記録とっていませんのでお答えはできませんけれども、1日数件の電話があったように記憶しております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

これは教育委員会の方にも恐らく放射能測定ということが、これは児童生徒の保護者の方から恐らく問い合わせがあったと思うんですよ。というふうに、やはりこれから夏になるとプールね、これは市教委の方に関係するんでしょうけれども、体育の授業で水泳の授業が始まると思うんですけども、やはり不安になっておるんですね。ですから、数年で計測器は不要になるかもしれないんですけども、より細かな多い観測地点と言うんでしょうか、そういう意味でも県から1台貸与というだけで済ますのではなくて、やはりその辺あたりはこれからの風向きが、3月11日の時点では冬型の気候ですから当然北西の方からの風向きだったと思うんですが、夏場になればいわゆる南ないし東、南東の風あたりが吹いてくると思うんですよ。そういう意味でも再度購入をして観測地点の増と、それから精度、放射線量の測定の精度というものを上げるようなお考えというのはあるのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

これから検討することになるんですけども、その観測地点をどこどこにするのか、そういったものも中で台数が1台で間に合うのか、改めて検討してまいりたいと思います。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11番（戸津川晴美議員）

教育長の方にお伺いをします。

プールの件なんですけれども、他の市町村では、この放射能の件でやはり不安があるということでプールに入ることをちょっと見合わせることにするという方針が出たかに聞きましたけれども、多賀城市においてはプールの学習を今後子供たちにどのように、学校に対してどのような指示を出されるおつもりなのか、そこをちょっと確認しておきたいと思います。



○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今昌浦議員のお話にもあったように、放射能については国とか県の方で情報は出していますが、それにとどまらずやはり不安な思いをしている方々が多いと思います。それで、校地その他については学院大学と提携をしておりますので、精度の高い器械で測定しております。これはもう特に数値ははるかに低いわけでありますが。

プールについてもやはり、水道の水はもう飲んでも大丈夫だというふうな数値がうんと低いその水を使っているわけですが、ただ自然のそういうふうな中にあるものですから、これはきちんとそういう不安にこたえようということで測定をいたしました。あと、底に残っている土、汚泥と言うんですか、汚泥と言ったらあれですね、きれいなプールなのに、そういうふうなものを測定しておりまして特に異常がございません。隣の仙台市は大きいので一番影響力が大きいわけですが、一時見合わせようというふうな話があったんですが、測定結果に基づいて大丈夫だというふうなことで実施するようです。

なお、けさの新聞を見たかと思いますが、県でも本市含めて測定をして特に異常はありませんよというふうな新聞紙上の発表がありますので。実は、この辺も待って、特に実施をしようというふうな学校もあったんですが、ストップをかけておりました。その辺のところで、特に異常がないというふうなところで実施できるのかなというふうな思いで、けさの県からのことをございますのでそんなことで今考えております。以上であります。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11番（戸津川晴美議員）

放射能のことは私も専門的なことはよくわからないんですけども、ずっと減っていけばいいけれども、それがはかる場所によったりはかり方によって違ってきたりするというお話も聞き、やはりお母さん方の中にはその不安がぬぐえないという部分もあると思います。私が心配するのは、やはり子供たちもうわさやものの本を見たり情報によりますと、やはりプールに入ること自体が津波の恐怖の体験と重なるということもあって、きょう見た手記によりますと、プールのさざ波を見ただけで津波の恐怖が押し寄せてくると、それでも私はプールに入らなくちゃいけないんですかと女の子が聞いてきたという手記を読みましたが、そういうことも私は考慮しながらやはり慎重にしていきたいというふうに思います。浴びてしまった放射能はもう後々まで大変でございますし、プールにこの期間入らなかったからといって命に別状はないと、命を取るという意味では私はそのプールに入ることを慎重にしていきたいと思うんです。

つきましては、やはり市民プールの件なんですけれども、市民プールが今使えなくなっているという状況で、もし屋外のプールがだめだというときに、子供たちがもしかして夏休みに楽しみにして市民プールには来るかもしれないということも考えられます。そのときに市民プールも閉まっていたとなれば子供たちがやはり寂しいのではないかと思いますので、市民プールのここでは減額になっていきますけれども、今作動していないということで減額にはなっているんでしょうけれども、私は早急にプールを改修していただいて子供たちのためにも、また市民のためにも早く復興していただくように願うのですが、その辺の見通しはどうなるのでしょうか。どなたに聞けば……。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

現在、体育施設の方はすべて閉鎖というふうなことにさせていただいております。これにはいろいろな理由があるんですが、一番大きな理由はいわゆる災害査定の問題が一つ大きくあります。学校施設なんかの場合ですと当然学校教育をすぐスタートさせなければなりませんので、応急修理をして当面その安全性のみを確保して本復旧は査定後というふうなことで対応しているわけですが、実は教育部門の説明会、これを国と県の方でやるのが23日、実はあした説明があるというふうなことで、その辺の災害査定の現地調査なりさまざまな今後のスケジュールがあした示されるんだらうというふうに思っております。

一番大きな理由としては、応急復旧費はいわゆる補てんされないというふうなことがありますので、市の単独費に係る経費が余りにも大きくなり過ぎるとこれも市の財政の運営上いろいろ支障を来しますので、できるだけ災害救助法の適用を受けた中で有効に修理、修繕をしていきたいというふうに考えております。したがって、現段階としましては、一たん使えない施設の予算はおろさせていただきます、できるだけ早く私たちも一日でも早く復旧したいというふうには思っているんですが、そういったことを御理解いただければというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

1点お伺いいたします。昨日の答弁の中に、在宅被災者に対しての支援物資の件で根本議員がお話しされましたけれども、そのときに一応皆さんにも届いているはずだというふうなお話でありましたけれども、その件についてちょっと今回の補正の件でのお話をさせていただきたいと思えます。

届いていないというのが現実でした。私も随分被災しているところを回りましたが、やはり避難所にいる方には届いていましたけれども、在宅で早目に自宅に戻ってやっている方に対しては届いていないというのが現状でありました。そういったことで、もう終わってしまったことなのであれですけれども、やはり今回のいろんなことを生かして今後の対策ということも当然考えると思えますので、そういうことから私は提案させていただきたいんですけれども、私も随分この震災の中、対策本部に行っているいろんな現場の声を届けさせていただきまして、そういう水の件、支援物資の件とかいろいろ要望いたしました。でも、市の方の答弁としましては、本当に市の職員も一生懸命にやっているのは私も承知していましたが、大変なのは、手が回らないという部分は私も理解しておりました。そのとき思ったのは、やはり市の職員だけではどうにもならないと。また、現場の被災を受けたところは行政区自体も全然機能していない状態でありました。そういったときに、そういう在宅の被災者に対しての状況を掌握したり支援物資を配るのがやはり市ではどうにもならないというのも私もわかりました。

そういったときに私は提案させていただいたんですけれども、現実それがならなかったんですけれども、その提案というのは、OB職員に対してボランティアを呼びかけたらよかったんじゃないのかなというふうに思えます。いろんな自治体からも来ていましたけれども、やはり行政区の状況とか市の状況というのはなかなかほかからの職員とかではわからない部分があります。そういった面ではOB職員というのはある程度市の状況というのは

掌握しているわけですから、そういう方に対してボランティアの応援をされるべきでなかったのかなというふうに思うんですけども、その辺されたのかどうか、1点お伺いいたします。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

松村議員の御質問にお答えしたいと思います。

在宅被災者の対応に関しましてはOB職員の協力を仰ぐべきではないかという御提案でございますけれども、今回の発災時を振り返ってみますと、職員を退職されたOBの方々、実は社会福祉協議会の方のボランティアセンターの方で、社会福祉協議会の方で臨時職員として数名のOBの職員の方を雇用されていたという事実がございます。それと、市役所の本庁におかれましてもやはり数名のOBの方がボランティアで、1階フロアがかなり混雑した時期もございましたので、それと年度末ということもありまして通常の転入転出の手続においていただく方あるいは災害の関係においていただく方、かなり1階フロアが混雑した時期があって、やはり職員としての経験豊富なOBの方にお手伝いをいただいたということもございました。

今回の在宅被災者の方へのOBの職員の協力ということなんですけれども、ただいま松村議員からいただいたお話というのは、在宅被災者の方からすれば、なかなか本当に全員に今回の支援が行き届いたかと言われれば行き届いていなかった方も当然いらっしゃるということは認識しております。支援を受ける市民の方々と支援をさせていただく我々行政の側という関係の中で、市民の皆さんに必ずしも今回満足をいただけたかと言われれば決してそれは肯定できるものではないのかなというふうなことが感じておりますので、今回のこの大災害の経験を踏まえまして、食糧・物資の提供に限ったことではないかと思うんですけれども、多くの改善点とか反省点を今回見出せたかと思っておりますので、今後の災害に備えた新たな地域防災計画の見直しというのも今後必要になってくるかと思っておりますので、その中で十分に議論、それから検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

このことだけではなくていろいろな課題が見えていると思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。やはり私たちそういう被災者のところを回って皆さんの要望とかいろんな声を聞いて、市の職員がさっぱり来ないとか何してるんだという声を、在宅被災者に対して何も来ないという、繰り返しになりますけれども、避難所に行けばもらえるのはわかるけれども、足もない高齢者の方が毎回行けないという、やはりそういう悲痛な声をいろんなところでいただいていたと思います。ですから、そういう意味で、やはり皆さん自宅で一生懸命頑張っただけを早くやって自宅で自立しようとして頑張っている方に対しての目の配り方というんですか、それを今後いろんな課題の検討の中にやっていただきたいと思いますし、ぜひOB職員の活用を考えていただきたいと思います。

いろんなマスコミで見ますと、自主的にOB職員がそうして駆けつけてやってくれている、呼びかけなしにもやってくださっている自治体があるというのも、私、報道なんかでも見ておりましたけれども、多賀城にそれがなかったのかなという、やはりそういう部分では

すごく私としては残念な部分があります。OB 職員に聞きましたところ声はかからなかったとかそういう声も聞いていますので、ぜひそういうところは、こういうときだからこそそういう方たちの協力に対する呼びかけというのは大事かなというふうに思いますので、今後の課題としてぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6 番（金野次男議員）

136 ページの破碎機のリースに関して御質問いたします。

今回コンクリート破碎機、ガラコン 3 カ月のリースで 1,100 万と上がっていますが、このコンクリート破碎機、現在二中のわきにあるんですけども、稼働している率が少ない。これはなぜかということ、やはり法的に騒音問題とか学校近くで環境問題とかあって、あそこになぜ置いたのかということに対して私の疑問が一つあります。そういうわけでそのとき、破碎機をもうあそこに置いたのはどうしようもないですけども、そのとき不燃物、可燃物、木材等の破碎機リース、ガラコンと一緒になぜ導入しなかったのか、その件についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

場所につきましては現在宮内一丁目、元多賀城北日本自動車学院の場所に移して、現在はほぼ一日フル操業の状態です。あの機械を入れた時点で、場所としてはあの多賀城インター予定地しか実際ございませんでした。そして、当然あそこの仮置き場の中は草地でございます、中に砂利を相当敷き詰めなければならない状態がございましたものですから、あそこにまず入れてあそこで処理を開始いたしました。ただあの機械では相当のほこりが出まして、周りの方には本当に大変な御迷惑をおかけして、土日は最終的には動かさないようなことでやっておりました。以上です。（「木材破碎機」の声あり）

済みません。木材破碎機については入れる場所はございませんし、まず宮城県が 2 次仮置き場を設定して、そこで中間処理をするという工程で進んでまいりましたので、市では最低限のこのみを行っておりました。以上です。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6 番（金野次男議員）

市では最低限のことを、じゃあ、瓦れき等を集めて分別、集積、これが市の最低限の仕事ですね。私はそうじゃないんですよ。やるべきことは市が積極的にやっていただきたい。最終的には県の 2 次置き場蒲生地区にあって 9 月ですよ。9 月までそのまま放っておいて、この雨期をどう過ごすんですか。八工とかいろんな対策が出ております。それに対して何も処置をしないで県の 2 次置き場、蒲生まで待っていると。それじゃなく、市長ね、積極的にやはり破碎機を利用すれば 10 トンが 5 トンになるんですよ。そういう絡みで、むしろ仙台はもちろん、岩沼、亘理、石巻、石巻は 6 台を導入しているんですよ、一気に。そういうふうにして、市でもっと積極的に私はやっていただきたい。

あと、6月24日、ある業者が移動間に多賀城でデモンストレーションやりたいと言って、市と調整して何か中止になったというお話を聞いております。それはなぜ中止になったのか、それも答弁お願いします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

今金野議員おっしゃいましたように、やるべきことはすぐにとということで、これまで県の準備をこちらでは待っておりましたが、実際には県の2次置き場に搬入できるのは年末以降であるというような見通しを今持っております。それでは処理が進みませんので、中間処理、それから一部県外に搬出、そういったものは今後できるだけ早い時期に進めてまいります。

また、6月24日のデモで破碎機の実演ということでございましたけれども、実際破碎機を動かしますと相当ごみがまた散らばります。これは次の工程を含めた処理をしなければもう中間処理というのは、中間処理の一部だけを取り出してやってもまたごみが散らかるだけのこととなりますので、これについては中間処理をこちらで開始する時点からその破碎処理は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

それはそれで部長から説明あったけれども、9月末、来年になるかもしれない。今度家屋とか解体して、多賀城の瓦れき一体どこに置くんですか。その辺を考えれば、もう北日本自動車学校終わればもう空き地なんてないんですよ。そういうのは事前的に一山二山しっかりと崩して、次の新しい瓦れきを集積する場所を確保しないとだめだと私は思うんです。そういうつもりで積極的に、市長、やってくださいよ。これは市民待っているんですよ。ひとつ市長の御意見も伺って終わります。

○議長（石橋源一）

それでは市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

よく専門的な立場から見ないといけないかなというふうに思いますので、理論的には金野議員がおっしゃることはしっかりと受けとめておりますので、担当とよく相談しながらスムーズに行えるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

92ページの小学校安全管理対策費、ちょっと関連いたしまして92ページですけども…間違ったかい。

○議長（石橋源一）

雨森議員。92 ページと……議題外ですので。

○8 番（雨森修一議員）

ああ、そうですか。失礼しました。やめます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私は災害対応の財政資金についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

124 ページの上段に災害廃棄物処理事業費のいわゆる補助基本額というんですか、7 億 8,029 万 2,000 円という数字が出てまいります。それで 133 ページの下段に 7 億 8,694 万 6,000 円という数字が出てきます。ちょっと数字がずれていると。それから、補助額についても 124 ページに 3 億 9,014 万 5,000 円という数字が出てきて、133 ページの下段では 3 億 6,951 万 7,000 円という数字が出てきて、何か少しずつ数字がずれているんですが、まずこの数字のずれはなぜなのかということについて御説明ください。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

それでは、まず 14 款 2 項 4 目の方に計上されております災害廃棄物処理事業費補助金の算定に当たってのこちらの約 7 億 8,000 万の額なんですけれども、こちらは 11 款の方に計上されております経費すべてということではなくて、その中でも対象になる災害廃棄物の処理に関する経費を積み上げたものということになります。ですから、実際 11 款の方に計上されている数字とは若干開きが出ているというふうなことになっております。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

どれとどれを積み上げるとこの数字になるのか、後でお邪魔しますので説明をお願いします。

それで、災害廃棄物の全体の財政スキームというのを見た場合に、133 ページを見ますと、その 7 億 8,694 万 6,000 円の補正額のうち国庫支出金が 3 億 6,951 万 7,000 円、3 億 6,930 万円が地方債ということになって、一般財源が 4,812 万 9,000 円というふうになっています。これは 22 年度の精算分等を含まないで、いわゆる 7 億 8,600 万の事業についてはこういうふうな財政スキームになっているんだというふうに理解していいのかということが 1 点です。

それから、もう一つは、災害ごみ処理については全額国庫負担というふうな話も出たり引っ込んだりしていますが、その辺の動向については当局としてはどのような認識をされているのかということについて回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

集のページで言いますと133ページの11款1項1目の部分なんですけど、こちらの財源の内訳がこうになっている理由なんですけど、まず一般財源の部分に出てくる分の大半というのは、やはり先ほども申し上げましたけれども、災害廃棄物の処理に関する部分とは違う内容の経費に関してはこちらの一般財源の方に含まれているということになっています。

それで、国庫支出金と地方債の額に開きがあるということなんですけれども、最終的には全体的な部分で計算をしていくんですけれども、今回予算に計上するというのもありましたので、それぞれの事業ごとに別々に計算をさせていただいております。そのようなことから若干のずれが出てきているということになります。このずれの部分なんですけれども、21万7,000円のずれ、通常災害廃棄物の処理に関しましては国庫補助が今回の場合ですと50%、残りの部分に関してはすべて地方債だということになっているんですけれども、地方債の計算上どうしても10万円未満の部分に関しては切り捨てということの計算になりますので、それぞれの事業ごとに積み上げていきますとそれぞれの端数が生じますので、その部分でこの食い違いが若干出ているということになります。

以上が、まず今回補正の方に計上させていただいた財源のスキームということになっています。

それと、今後災害廃棄物の処理に関する財源スキームということなんですけど、こちらは全額国庫の方で補助をするというようなことが当初ございましたけれども、補助の方に関しましては、今回の場合ですと23年度の標準税収入額こちらでもって段階的に計算をされていくということになります。標準税収入額の10%に当たる部分に関しましては、これは50%。それで標準税収入額の10%から20%にかけては80%。それ以降に関しましては90%というふうに段階的に補助率が上がっていくというような仕組みになっております。そちらの補助の裏部分に関しては全額災害対策債という地方債が充てられることになります。この地方債に関しましては、後年度の元利償還金につきまして95%が公債方式によって普通交付税で計算されます。残りの5%に関しては特別交付税の方で計算されていくということになります。最終的には国の方での負担というふうになるんだらうというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

おおよそわかりました。

それから、124ページの下段の災害救助費負担金7億802万5,000円なんですけど、これはどの積み上げになりますか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

災害救助費負担金の積み上げになりますけれども、こちらは3款の方に計上されているんですけども、具体的に申し上げますと、3款4項1目の災害救助費の部分になります。こちらの方の積み上げということになるんですが、項目、事業としての項目出しをさせていただいたんですが、どういった部分が対象になっているのかと言いますと、まず避難所設置に関する部分と、それから炊き出し、その他食品の給与に関する部分、あとは輸送費であったりとか住宅の応急修理、それと埋葬費、あと学用品の給与ということが主なものというふうになっております。これらの項目でまず計算をさせていただくんですが、その総事業費の一定程度、一定割合が事務費ということで、そのほかに災害救助法の方でその基準額を設けていない部分の経費に充てるものとしての事務費相当分として計上されるという形になっております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

逆に言うと、1億2,059万2,000円を一般財源で持たざるを得なくなっていますね。その部分というのはどういうことなんですか。ちょっとさっきと逆の質問になるんですけども。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

3款4項1目災害救助費に計上しておりますのは、今回の災害救助費負担金の対象になる事業だけが計上されているものでは実はございませんでして、例を挙げますと、まず説明欄の市長公室関係の1の部分、失礼しました、総務課関係の災害救助費人件費、こちらが全額入っているというわけではないということになります。それとずっと下っていきますと、あとは社会福祉課関係の一番下になりますが被災者総合相談事業、こういった部分も全額その対象になっているわけではございません。さらに、その次のページに行きますと、災害弔慰金支給事業、災害傷害見舞金支給事業、こういった部分が今回の災害救助費負担金の計算から外れているということになります。こういった部分がございまして、一般財源の持ち出しがちょっと大きな格好で見えてきている部分があるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

140ページ、道路公園関係の補正予算が専決されておりますが、これは当面の道路復旧にかかわる費用としてこれだけの予算を組んであるということ、そういう理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。



○建設部長（佐藤昇市）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、本格的に進めていかなければいけない。相当多くの被害箇所が見受けられるわけですが、この場合国庫負担金等がどのようになっておりますか。今後本格的な補修をやる場合、国庫負担金等はどのようなふうな絡みになっておりますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

被災した道路であるとか公園であるとかについては、これからの作業になりますけれども、復旧に向けて調査設計をした上で国の災害査定を受けるということでございます。その査定を受けて補助の対象になるならないという仕分けをします。ただ補助の対象になるかないかについては、1カ所当たり60万以上という被害金額がないと対象にならないということなものですから、その辺はすべての道路の被災箇所あるいはすべての被災した公園が補助の対象になるとは限りません。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

結果的に、当面の対策で一般財源を約1億8,300万円今回の補正で持ち出しているわけですね。そうすると、本格になってきますと相当な財政になってくる。そして、私が一番懸念しているのは、一つの区画で60万円以上のものでなければ対象にならないとなると、60万円以下というのが相当多くあるのではないかと、多賀城の場合。そういう場合を私は素人ながらそういう判断をしているんですけれども、建設部長、現場見ておられると思いますけれども、どうですか。被害状況から見て補助対象になろうするものが80%以上あるのか、50%ぐらいしか見込めないのか。その辺はどういう見込みをしておりますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

例えばの話なんですけれども、例えば公園で被災した公園が47公園あります。そのうちで60万円以上に多分なるだろうなというふうな考えておりますのが37公園ということで、10公園については60万未満になるかなというふうな見通しを持っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これ、財政との関係になってくるんですけども、この国の制度を今回お願いをしてもっと緩やかなものにしていただくようにしないと、我々の生活道路、生活に関する公園も含めて相当な市の財政を持ち出さなきゃいけないという状況になってくるのではないかと。これを防止するためには、やはり国庫補助金の規定の緩和を求めていく。そしてまた、それらについて単独事業で行くにしても起債を認めてもらうとか、いろいろな当初出費するのではなくて、修理はするけれども長期間でそれを解消していく仕組みをつくる。できれば国の補助金をできるだけ緩和をしていただいて、国の財政援助の中で市民の生活環境の安全安心なまちづくりのために考えていくということが、私は今求められているのではないかと。この専決をされた当面の対処の、4月から6月までの当面の対処のこの補正予算、専決処分を見てもそういうふうを感じるんですけども、市財政全体を見ながらこれからの市全体の環境というものを考えた場合に、財政との絡みでそういう運動を今からでも遅くはないので私は行動を起こすべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。どうぞ、財政担当の、どうぞ。副市長、どうぞ。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは発災直後から国の副大臣であったり政務官であったり、そういった方々がたくさんお見えになりました。そのときに多賀城としては何を求める、どういうことをしてほしいかということとその都度いろいろ聞かれましたけれども、そのときに一貫して申し上げてきたのは、災害査定を待つことなく、事務的手続を待つことなく、すぐに復旧の工事に入りたい。それから、そういった所要の経費についてはもう財政的には各市町村で手いっぱいなので、そういったことの支援をお願いしたいということでずっと重ねてお願いをしてまいりました。

そういうことで、この補正の時点ではこれ以外に制度がわからないのでこれ以外に組みようがございませでしたけれども、今後とも国の方にはいろんなことをお願いをして、過去の事例を見ましても補助枠の拡大であったり補助の対象枠の拡大であったり補助率の拡大もございます。それから、起債の充当率、起債の種類もいろいろ変わってくると思いますので、そういったことに向けてさまざまな取り組みを今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

たった2カ月、3カ月程度の専決補正で、道路関係の予算だけでも1億8,000万円も持ち出ししているという現状ですよ。これは単なる小破修理ですよ。当面の応急処置ですよ。これが本格的に行けばもっともっとかかってくる。ですから、副大臣来たの何来たのと言ってたって、じゃなく、これから腰を据えてもう国に大きな声を出してもっとものを申していかなければいけない。今回のこの災害だけは。

私はなぜこれをお話しするかというと、日本の経済が上向き状況にあつてのこの災害であれば、地方財政も何とか明るい兆しは持てるだろうという私は発想があるんですよ。しかし、今の現状では、日本経済が上向きより下降の状況になってくるような懸念がしている。

なぜならば、原発事故の問題、電気の需要と供給の問題、これらが絡まってくると、日本のものづくり産業が衰退してくるのではないかという心配をしているんですよ。そうなってくると、日本の税収全体が上がってこない。もちろん多賀城は工場地帯に大きな被害を受けた。多賀城市の財政も上がってくるような明るい兆しはない。申しわけない、当面は。

であれば、ここは県、国に声を大にしてやっていかなければ多賀城の財政がもっていかない。多賀城の財政がもっていかないとすれば、市民に対して大変申しわけない結果を生み出さざるを得ない。ですから、来たから言ったのではなく、これから前向きに上に声を出して、文書でも何でもいいですからぼんぼんぼんぼん、同じことでもいいですからぼんぼんぼんぼん、陳情でも請願でもいいから何でも出して、私はそういう仕組みをつくっていかねば大変ではないかというふうに思いますので、ぜひ市長、先頭に立って、多賀城の十年の大計を考えた場合にここはふんどし締め直して、理屈は別として一丸となって頑張っていくんだという姿勢を私は表明していただきたいというふうに思うんですけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

答弁を求めますか。（「はい」の声あり）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私もちょっと気づかなかったところが、その仕組みがわからないところがあったんですけども、今目からうるここというか、わかりましたので、国の方に積極的にこのことは言ってまいりたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

あと何名……4名、5名ですか。5名質疑の方がおられますので、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は11時15分とさせていただきます。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

130ページ、第15節工事請負費関連について質問します。

先日請負業者からこういうことを言われました。代金の支払いが遅くて困っていると、黒字倒産になるのではないかと心配をしている……………、そこで支払い状況についてお願いします。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。

応急仮設住宅につきましては52万円を上限としての工事費になりますけれども、業者の方からそういったようなお話があったということなんですけれども、実際に工事が完了した後、業者の方から完了報告書が市の方に提出されます。その完了報告書を受理してからおおむね1カ月以内には支払いが行われます。

その1カ月の間どういったことなのかと言いますと、まず書類を受理した担当課、管財課の方で書類の審査をして、不備がないことを確認した上で今度は出納処理の方に書類を回しまして、出納の方に回ってから10日から2週間ぐらいの間には支払いになるということなんですけれども、今現在250件の完了報告書が市の方に提出されております。この件数というのは宮城県内でも石巻に次いで2番目の多さになってございます。その250件の処理経過なんですけれども、支払い完了が現在34件、6月13日現在で34件です。金額が1,490万円。今後の予定なんですけれども、6月27日の支払い予定がございまして、ここで133件支払い予定です。金額が5,870万円。トータルとしまして250件中167件が6月27日までに支払い完了しまして合計7,360万と、こういった状況になってございます。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

非常に努力していることはわかりました。

それで、あと領収書の書き方、これがちょっと問題なんですという話でした。上限を52万円に合わせてくださいと、そういうことを言われました。私はそのときに、実費を領収書に切ればいいのではないかなと、作成すればいいのではないかと考えているんですけれども、ですから、実費精算というふうにすると領収書の書き方もスムーズに行くのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

領収書がちょっとどういったものなのかというのはあれなんですけれども、まず支払いは市の方から業者の方に行いますので、領収書は金融機関の振り込みで足りるのかというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

先ほど領収書と言いましたけれども、費用です。費用金額です。経費金額。請負費金額を52万円に合わせてくださいと、そういうふうに市の方から言われていると。ただし、それは52万円以下の場合もあるし52万円を超える場合もあると。そういう場合には非常に申

申しにくいんですけど、そういうことを言われたんですが、やはり私が言ったように実費精算という形でやればいいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

上限が52万円でございます、かかる経費の見積もりは見積書としてちょうだいしたうちの52万円を上限にお支払いするという制度になってございまして、現在1,500件を超える申請がございまして、平均しますと52万円の上限に対しまして平均46万円の申請となっております。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

私は業者の説明がちょっと悪かったのかなと思いました。その辺、非常に努力していることは感謝しますので、これからもよろしく願いいたします。終わります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今の中村議員の発言・・・・・・・・・・私はおかしいと思うんです。これはあくまでも支払い基準はどうなっているんですかという質問から入っていかなければ、・・・・・・・・・・この議場にふさわしくない。よって、中村議員にその文言については削除していただくようお願いしたい。

○議長（石橋源一）

それでは、ただいま竹谷議員から、中村議員、お聞きのとおり、・・・・・・・・・・というふうな言葉が発せられたということについては、その辺について削除を求められました。いかがいたしますか。中村議員。

○12番（中村善吉議員）

・・・・・・・・・・業者の今の状況を訴える意味で申し上げました。したがって、削除までは行かないかなと思いますけれども。（「削除したらいいって」の声あり）そうですか。議事録の都合では……削除しなくてもいいと思います。

○議長（石橋源一）

削除はしないということの発言のようでございますので。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

本人がそういうのであれば結構だと思いますが、いずれ大きな問題にならないように、なった場合には大変なことになってきますので、・・・・・・・・・・

私はだから注意したんです。それは私はやめた方がいいと。あくまでもそういうものについての市の支払い状況はどうですかという質問に切りかえた方が、中村議員の発言内容に私はちゅうちょするわけではないです。そういう誤解を生むような発言はこの本会議場でやめた方がいいんじゃないかと。もしそういうことであるならば、市当局に、これこれこういう業者からこういう依頼があったんだけども事務的にどうなってるのといくのはわかる。そういうのは私は何も言わない。この本会議場というのは神聖なところですから、その辺のお茶のみ話するところではございませんので、その辺は肝に銘じて発言をしていただきたい。それだけはお話ししておきます。本人が取り消さないのであればそれで結構です。私は中村議員のことを思ってお話しただけでございますので、本人の好きなようにしていただいて結構だと思います。

○議長（石橋源一）

ちょっと中村議員。今、竹谷議員の心ある中村議員のためを思っただけの今の発言の内容が理解できたと思いますので、もう一度発言をさせていただきたいということであれば発言を許します。中村議員。

○12番（中村善吉議員）

非常に親切な御指導ありがとうございました。ただ、私、ここでお名前を挙げようかなと思ったんですけれども、個人名を挙げるとまずいのでやめました。以上でございます。

○議長（石橋源一）

それでは議事録には削除は求めないと、議事録の削除は求めないということでよろしいんですね。

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

134ページのプールのことなんですけれども、査定を待っていたのではことし中には到底間に合わないかなというふうな感じがして、しかし学校のプールはこれからの状況いかなんでは使えなくなるという可能性も大きいというような感じも受けます。保護者の意向なんかもいろいろ考えますとね。とりあえず応急に直せないものかなということをやちょっと素人考えで思うんですが、それはいかがなものですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

応急修理で使えるようにという最低限度の修理というふうなことは、もちろんやろうと思えばそんなに時間がかからずにできるかというふうに思っていますが、先ほど申し上げましたのは、あした説明会がありますので、その説明会を聞いていろいろと判断をしてまいりたいというふうなことです。この場ではあしたを待たないと、というふうなことで御理解をいただければと思います。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

あしたの結論待ちということではわかりましたけれども、査定があったからすぐお金が来るというものでないだろうし、ということはやはり少し時間がかかるということで、その応急修理でどのくらいお金がかかるのかということ、この先プール運営にとってどういう意味を持つのかということも含めると、いろいろ判断に迷うところもあるかと思うんです。その間、子供たちがもし使えなくなった場合に、この一夏プールにも入れなかったというふうなことがもし起きたとするならば、それはそれで気の毒な状況を見ますし、今子供たちだけじゃなくてプールの再開を待っている市民の人たちがたくさんいます。いつになったら使えるんだろうかという電話もいただきました。そういうことではたくさんの市民が、ここにあるサッカー場だって野球場だってたくさん待っている方たちには気の毒なんです、すぐ再開できる状況にあればそれはそれでやっていただきたいというのがお願いです、もしできなかった場合はほかの施設をプールのかわりに代替品として使えるような仕組みも考えるべきではないのかなというふうに思うんですね。例えば利府、七ヶ浜はちょっと遠いので、市内の民間のプールがありますよね、そういうところを使っただけのような仕組みも頭の中に入れながら、ことしの夏、今からシーズンをきちんとプールに入って子供たちに乗り切れるというようなところでぜひ具体的に考えていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、施設の修理修繕に関してでございますが、当面最初は設計を組みまして、応急修理で使えるようになるかどうかというのはまた別な問題だと思うんですが、本格復旧まで入るとやはり数カ月以上の期間がかかってしまうというふうなことがございますので、今のプールを応急修理でやっても、またいずれ本格修理おっつけやってくるとまた長期に休まなきゃいけないというふうなことで、その期間の問題でできるだけ一財に負担をかけたくないその辺をどうするかという問題なので、回答についてはしばらく時間を賜りたいということが1点。

それから、聞くところによりますと利府のサブプールは使えると、大きい方は何か1年以上使えないというふうなことらしいんですけれども、サブプールが使えるというふうなこと。多分今の御質問は、そういったプールを多賀城市民がより使いやすいようにいろいろな手だてを考えたかどうかということだと思うんですけれども、それについてはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

じゃ、ぜひ頑張って検討してください。一夏、一つの学校がプールを使えないという状況はたまたまいろんな場面である年もあると。しかし、全部の学校がプールを全く使えなくて、子供たちが夏休み中、そういう時期にはもう外にも出られないというようなことがあるいはあるかもしれません。そういうときに他の施設があればそれを大いに使ってくださいというようなことでは、一つのアイデアではないかなというふうに思うんですよ。ぜひ考慮していただいて広範の市民の人たちもそういう状況になるように、使えるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、136 ページです。生活環境課なんですけど、瓦れきあるいは廃車、水につかった車なんかが、瓦れきはどうかかわからないですけども、車の置き場、処理場で使っていて、純粹にお借りしていたところなんかがありますよね。賃貸料を払って置いているのか、純粹に借りているのか、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

賃貸料を払っているのは1カ所でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

そうすると、あと残りは御厚意にあずかっているということですよ。ちょっとお話がそういう方たちのところから聞こえてきたんですけども、置かせてあげているというか、要請にこたえて協力しているというようなお話でした。そういうことでは、やはりきちんと一定の処理ができた時期に、ありがとうございましたということでどなたか責任者がきちんとお伺いをして行くべきだというふうに思うんですが、そういうことも考えていただけないでしょうかというお願いでございますが。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

もちろんそのお礼は絶対しなければならないものと考えております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員、あと何件ありますか。（「もう一つ」の声あり）はい。

○2番（佐藤恵子議員）

じゃ、安心しましたので忘れないようによろしくお願いいたします。

140 ページです。道路公園課のところでも道路照明灯に言及されたかと思うんですが、明かりの問題です。ここで何かおっしゃってましたよね。いいですか、ここで取り上げて。いいですか。それでは、街の明かりの問題です。

なかなか暗くて本当に夜、主に桜木の飲食店街のあたりです。お店を再開しようと思っても、あるいは再開したけれども暗い。お客さんがなかなか戻ってこない、そういう声がたくさんオープンした店なんかから寄せられております。尾島町の方はと、行って見ますと、被害の深さもありますけれども、明るいということでは、なかなか夜のそういう街にお客さんがなかなか戻ってこないということで、一生懸命頑張ってあの辺から復興しようとしている自営業の人たちが苦しんでいらっしゃるんですけども、一つ二つは道路課の頑張りでも一生懸命対応してもらって明かりつけていただいたんですが、全体的に明かりを早く取り戻していただくための具体的な方策というのはどの時期あたりから始まるんでしょうか。



○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

中央通り商店街の街灯につきましては、これは国の制度で被災した街灯全額補助するという制度がございます。それに対して500万円分の申し込みを既にしております。ただまだ回答は来ておりませんので、いつになるというのはまだ申し上げられません。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

回答が来ていないということはお金がいづ来るかということなんだと思うんですが、さまざまな器具もなかなか間に合わなくて大変なんですということもありそうです。しかし、独自の努力でやっていかないと、今本当に復旧にきている人たちもたくさん飲んだり食べたりしますよね。そういう方々が多賀城に行かないで塩竈に行っちゃうとか近隣に行ってしまうという点では本当に残念だなというふうに思うんですね。ぜひ急いでやるべき課題だというふうに思いますので、全力を挙げて努力をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

今度は間違いないように、136ページ。簡単に言います。136ページはいいですか。

交通防災の中で交通安全指導、それに関連しまして、現在市内で信号機が不能になっている場所が2カ所か3カ所ぐらいかなと思うんですが、何カ所か教えていただきたいと思えます。この間報道関係で、3月11日から6月18日まで非常に飲酒運転が昨年に比べると36%ぐらいの増だと、ふえておるというふうに報道されました。原因としてはそうでなかろうかなというのが、やはり震災のストレスによる被災地における飲酒運転が非常にふえておると。それで震災時のストレスでお酒を飲んで運転するということが36%ぐらいふえておるというふうに報道されております。それから、やはり信号機の不能ですね、そういったことも原因ではなかろうかなというふうに伝えられておるんですけども、我が市においては交通安全指導今後どのようにされていきますか、お尋ねいたします。

○議長（石橋源一）

交通防災課長補佐。

○交通防災課長補佐（武田 孝）

今回の震災で信号機が津波等を受け被災をしまして、滅灯している地域が結構ございます。それで、他県の警察の応援をいただきまして手信号による整理とかその辺をさせていただいております。ただ信号機につきましては器具はなかなかそろわないということで、公園課の方をお願いはしているんですが、なかなか復旧については早急にできないという部分がございます。

それから、飲酒運転の部分ですが、議員おっしゃるようにいろいろそういった原因もあるとは思いますが、道路交通法に抵触する部分ですので、なるべくそういうことはしないような形でこちらとしても指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

今滅灯している信号機、市内に何カ所ありますか。2カ所か3カ所か、その数のみです。

○議長（石橋源一）

交通防災課長補佐。

○交通防災課長補佐（武田 孝）

申しわけございません。ちょっと手持ち資料がございませんので、申しわけございません。後ほど。

○8 番（雨森修一議員）

わかりました。もう一件だけ。

140 ページなんですけれども、先ほど戸津川議員の中にもありましたが、この学校のプール、子供たちによると、7月1日からプールが開かれるということで楽しみにしているように多賀城小学校の生徒から朝聞きました。それで、というのはこの大津波によりまして、夏休みにこれから入りますと海水浴というのがことしはまず不可能であろうというふうに問われております。それによりまして川とか沼で子供たちが遊ぶというような例も出てきてそれによって死亡事故も、地域によってはもう既に川にあるいは沼に子供が入って死んだというようなことも報道されておりますので、そういったことも踏まえて、多賀城市でどのような学校の子供たちが夏休みを迎えてそういう沼とか川の遊び方とかそういうものについてのお考え、指導をお聞きます。

○議長（石橋源一）

副教育長ですか。はい。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず1点は、今回は県内は被災のあった海水浴場はすべて閉鎖というふうなことでございますので、まずそういったところには立ち寄らないように、夏休みの注意事項としてきちんと指導してまいりたいと。また、多賀城の場合は砂押川が決壊をしたと、現在も大きな土のう袋のようなものでブルーシートをかけたりして、これ以上の2次災害が起きないようにやっているところでバリケードも張っておりますが、そういったところには近づかないように、夏休み前にはきちんと指導してまいりたいと思っております。

それから、先ほどちょっとプールの話がありましたので、実は山王小学校のプール改修、平成22年度で行っていたんですが、これも後ほどの補正予算でまた改めて増額補正で説明をさせていただきますが、山王小学校のプールがちょっと傷んでおりまして、その復旧作業に今月いっぱいぐらいかかるというふうなことで、7月以降は市内10校の小中学校すべてプールが使えるような形で今整備の方を進めております。以上です。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

避難所に入らないで親戚などに間借りしていると、そういう避難世帯の方もまだいらっしゃるようなんですけれども、市内でそういう世帯というのはどれぐらいいるかというのは調査はされたことありますでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長ですか。市民経済部長ですか。副市長ですか。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

避難所に避難された方、それから仮設住宅の入居希望をされている方、そういった方々の調査はしておりますけれども、自主的に御親戚のところを身を寄せられた方ということとはなかなかそこまでは調査及んでおりません。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

今そういった方々がなかなかアパートを探しても見つからないと、また住宅の修理もなかなか進まないということで、例えば借り上げの仮設住宅に入りたいんだけどとか、あるいは仮設住宅にこれから入れないかという方もいるんですが、募集はもう締め切っていると思うんですが、そういう方がこれから申し込みに来た場合、追加で受け付けるということは可能なんでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長……。保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

総合相談で4月からずっとそういった形での御相談をさせていただいていたということがございます。延べにしますと1万6,000人ぐらいの市民の方々からお話をお伺いをして、さまざまなお話をお聞きしておたわけでございます。今申し出のありました形で、それらの方々に十分情報が伝わらなかったのかどうかということについてのちょっと懸念はありますけれども、これだけ長い期間にわたりましてそういった対応を図ってきたということについても、ひとつは御理解いただきたいなというふうな感じがいたしております。具体的に後から出て来た方々に対してどういうふうな形でおこたえすればいいかということ、今この場で明確にお答えできないわけですが、どれぐらいのそういった実態の方がいらっしゃるのか、その辺や何かについてもある程度把握をしてみたいとまずいかなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

情報が行き渡らなかったということは事実だと思います。例えば借り上げ方式の仮設住宅が6月10日で締め切られると、避難所に行って掲示を見て初めてわかるということで、私もそれまでちょっとわからなかったということもありまして、一般の家庭に避難されている方のところまではそういう情報は多分伝わらなかったのではないかなと思っていますので、これからいろいろ調査していただいて、そういう方がいた場合はなるべく柔軟な対応をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「じゃ、答弁お願いします」の声あり）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

多分ここでの答弁余り踏み込んだことについてはできないかと思えますけれども、そういった実態を把握した上でどういった対応ができるか、その辺を考えてみたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

130 ページの被災者総合相談事業に関連だと思いますのでお伺いいたします。

今週から、被災地の復興支援ということを目的に高速道路が無料化になりました。それで、多賀城でも当然利用できるわけですが、この無料にさせていただくためには被災証明もしくは罹災証明、これとあと免許証という確認で高速道路が無料にできるということがあります。本市におきましても、被災証明をもらっている方はいいんですけども、ごめんなさい、罹災証明ですね、もらっている方はそのまま問題ないですけども、あと今罹災届け出証明ですか、それでも対応できるということで、今市でやっているようであります。

市の庁舎の方でも長蛇の列をつくって、今皆さんその届け出に並んでいらっしゃるのを私も毎日見えていますけれども、そういうことから市民の方からやはり、被災証明というのがあるんですね、これは自治体の判断で決定できるということで、そして最近ではその被災証明をいわゆる、御存じだと思いますけれども、地震の罹災証明関係なく、その地域が被災しているということで自治体がそういうものを出すということもあります。そういうのを出している自治体と、あと自治体みずからその市民全員に被災証明を発送している自治体もあるというのが、多分市の方でも御存じだと思いますけれども、市民サービスという観点から私の方にも何件か要望として寄せられているんですけども、多賀城市としても被災証明という形で市民の方に市の方から自主的に送付してもらえないかというような声が寄せられておりますけれども、本市の考えはどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

6月19日時点で罹災証明は1万2,511件、罹災届証明、これが高速道路でも使えるものですが、6月19日時点で7,437件、今週はそれにプラスで毎日相当の方がおいでいただいております。ただいまお話ありました全員にというお話でございましたけれども、どうも今まで私が得ている情報では、全員に出しているのは岩手県の内陸部、宮城県内では七ヶ宿町、その他のところについては、現在のこの罹災証明及び罹災届証明を出すので手いっぱい状況でございます。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

私が聞いているのでは、出しているのは八戸も今回出すようになったということと、あときこのテレビでは茨城県のひたちなか市ですかね、そういうところでも自主的に出すようにしているということでもあります。やはり皆さん申し込みに来れば確かに出してくれるにしても、大変皆さん仕事しながらとかいろんな意味で被災者の方は大変な思いをしておりますので、できたらば市の方から市民サービスという観点からぜひそういう方向で全員に、わざわざ来て時間をつくって列に並んでいろいろあれしなくとも、そのサービスを受けられるように対応していただければと思いますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

132ページの災害弔慰金支給事業に関して、きのう根本議員の方からも質疑がなされました。部長からいろいろ答弁がありましたが、私はよくわからなかった。それで聞いてみますと、塩竈では支給している、仙台ではしない、多賀城では今のところ支給しない。このようなきのうの話だったというふうに私は聞きました。それで、支給できるできないの判断は市長ができる、こういうことでいいのかどうか、まず1点お伺いします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

昨日の議論につきましては支給できるかできないかの話ではなくて、支給金額が500万円なのか250万円なのかのお話だと思っております。条例の条文につきましては、このような形で書いてございます。「その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受け取ることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円」と、こういうふうに書いてあるんです。それで、その他の場合については250万円ということで、その世帯の中で所得の大きい人が亡くなった場合は500万というふうな形で書いてあるわけではない。この辺についての厚生労働省の見解や何かについてはきのうお話ししたとおりなんです。要するに、生計を維持していた場合とはというふうな形で具体的に通知が来ておまして、それらについては所得税法の控除対象配偶者であったり、あるいは

被扶養者であつたりというふうな形で振り分けをしますというふうにこれは明確に出ておりますので、それらに従わないでやること自体は我々、これは国の基本的な法律に基づく制度でございますので、それをほみ出した場合については、これは国会の議論の中でもあるんですけども、例えば今兄弟姉妹の問題も国会の中で話題になってはいますけれども、現時点では法律が改正になっておりませんので、そういったところまで支給対象を広げた場合については、いわゆる市町村の財源で賄うというふうな形になってしまいます。ですから、この辺の取り扱いや何かについても、あくまでそちらの通知に基づいて整理をさせていただきますというところでございます。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

いや、私の聞いたのは、支給する支給できないは、その500万円上限、それがどうなのか。塩竈、仙台、それも250万、500万、それはわかっているんです。私も調べてもらいました。回答をもらっておりますから、その辺、今部長が説明されたことはわかっているんです。その上で、その上でいわゆる該当者がいるわけだ。そして納得していない。幾ら説明されても納得していないというのがいるんですよ。それ、法的に、法解釈上、いや本人が絶対納得しなくても、これはだめなんだと。250万でおしまいなんだ、500万は出せないんだと、法解釈上絶対だめなんだ。訴訟を起こされても大丈夫だという状況になった場合どうなりますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほどありました塩竈市の状況については確認はとっておりますけれども、ただいま確認中でございます。仙台市につきましては、いわゆる公文書の前例に基づきながら今回対応しているということで、当然それらについては厚生労働省の通知に基づく処理だというふうに思っております。

どうしても納得いかないというふうな話で、これはいわゆる弔慰金の性質そのものについては請求権のあるなしの問題とはもうちょっと違った給与になるのかと思います。ですから、訴訟に適する適さないの問題についてももうちょっと深く掘り下げてみませんと何ともお答えしようがないんですけれども、そういった事態になった場合については、我々としては厚生労働省の通知に従ってやったというふうな形でそれにこたえていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

ですから、法解釈上絶対間違いねえんだと、回答は、当局の本人に対する回答は。あんた、何ぼ頑張ってもだめだよと、だめですよということで絶対的に自信あるのか、大丈夫なのか、その辺を僕は聞きたいんですよ。それが首長の判断によってどっちでもいいんだと、どっちでもだめなんだと、どっちなのかということをお今の時点でどうなのということを僕は聞きたいんです。それがまず一つね。

それから、そのような該当者が今何人ぐらいいるのか。そして、もし出した場合だよ、どれくらいの市の持ち出しになるのか。この事業の事業費を見ると4億5,500万。専決を今やっているわけだ。これをはみ出るような額になるのかと。

それともう一つ。弔慰金支給の目的は何なんだと。はい、答弁。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まず1点目でございますけれども、そういった形で訴訟に耐えられるのかというふうなことですけれども、基本的には我々としてはそういった通知に基づいてこれらの決定をしたと。内部真意はどうなのかというふうな話になりますと、最終的に意思決定についてまでは至っていないと。

それから、そういった同様の対象者がいるかという問題につきましては、こういった形で金額をめぐって不満・満足といったふうな形になっているのはお一人でございます。

それから、金額につきましては、これが例えば厚生労働省に照会をかけて、なりませんということになればあくまで500万というふうな形になりますので、そういった金額になるうかと思えます。

弔慰金の目的については、昨日も答弁しましたように、これは昭和42年の羽越豪雨を契機にして昭和49年に法律が制定されて、議員立法でございました。ですから、議員立法の中でいわゆる受給者の範囲ですとか順位ですとかというふうなものが決まっておるというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

この該当者が一人か二人かよくわかりませんが、私の知っている範囲では該当者は……両親が津波に遭って両親とも流されたと、死亡したんですね。家も全壊。しかも独身者なんだね。もうどうしたらいいかわかんないような状態になっていると思うんですよ。ですから、絶対支給できるできない、500万円。結論は出ていないようなんですけれども、今のところね。もし、もしですよ、市長の判断で可能であるならば、500万円ね、250万円じゃなく、500万円が可能であるならば……被災者の心情もよく察して救ってやれるものなら救ってやってほしいと。それが私は弔慰金の支給目的じゃないのかと、このように思うんです。それで市長、今の部長と私のやりとりを聞いて、市長の考えをこの場でお聞きしたいというように思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今やりとりを聞いてということでございますけれども、やはり弔慰金としてやる側としては判断基準というものがなければこれはいけないだろうということで、その実情は非常にわかるわけでございますけれども、その判断基準を緩めると、その状態に即して緩めると

いうことであれば、これは何のための判断基準かわからなくなるわけだというふうに私は思います。ですから、その基準を守ってやらざるを得ないというのが市の役割かなというふうに思いますので、その辺のこともぜひおわかりいただきたいと。恐らく阿部議員がおっしゃっている方は私が会っている方だというふうに思います。じかにその実情は私自身も聞いて、出せるものなら出してやりたいということは本当にそういう気持ちはありありではございますけれども、基準というものを崩してしまえばこれはとても今後のこともあり得るわけでございます、崩すわけにはいかないだろうというふうに私は思います。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

判断基準が明確である、だれに聞いても、だれが見てもであれば、何ら問題ないんですね。何ら問題ないんですよ。そこを私が今言っているんです。市長の回答は回答じゃありませんよ、それは、私に対する。問いに答えてないですよ。

それで、お昼ですから。本人を納得させる自信がありますか。部長、最後にこれだけ。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私も今お尋ねの御本人には何回も会いましていろいろお話をさせていただいているということで、本人のところにはいわゆるその500万ではなくて250万円の書類は行っているはずでございます。それで御両親が亡くなっていらっしゃる一方の方、要するにお母さんの分についてはお出しいただいているというふうな状況でございます。ただやはり父親の分については納得いかないので、これについては請求書は出さないというふうな形に今なっておるところでございます。

これ、お尋ねのようなケース、必ずしも今回問題になっている方だけじゃなくて、やはりいらっしゃるわけなんですよ、ほかにも。御兄弟も含めて御両親が亡くなったケース、あるいは弔慰金の方の作業をしていますとやはりいろいろ大変なケースというのは出てまいります。ですから、この方に限らず、法の精神に基づいていわゆる国民の弔意をあらわすと、亡くなった方に対する慰めをすると、なおかつ後に残された方に対するの気持ちをあらわすという意味でのいわゆるお見舞い的な要素を持ったお金でございますので、それは十分満足できるお金がそちらの人に支給されることが望ましいとは思いますが、現実問題として250万、500万円の差がついているわけなんです。ですから、その辺の問題も含めて実は全国の弁護士会ですとか、あるいは国会の中でも問題になっているというふうなところがございまして、今あくまで我々法律に基づいて、あるいは法律に基づく条例に基づいてこれらの仕事をやっていかざるを得ないというふうな条件におかれていますので、私情を交えること自体がそういった秩序を乱してしまうということになりますので、この辺については……何ともいかんともしがたいというふうな心情を御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）



私情を交えるということをしているのではないですよ。いいですか。それだけは誤解するとうまくないから。ね。終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって……あと質疑の方予定なければ、根本議員。あるんですか。

じゃ、ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時です。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

初めに、午前中の雨森議員の質問に対して交通防災課長補佐より答弁がございますので、お聞きをいただきたいと思えます。

○交通防災課長補佐（武田 孝）

午前中に雨森議員から御質問のございました信号機の滅灯の件でございますが、発災当初は24灯滅灯してございました。6月22日現在ですが、14灯滅灯してございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

それで、14灯ですか。（「14灯です」の声あり）見込みというか、いつごろまでに回復できるかという、ありますか。

○議長（石橋源一）

交通防災課長補佐。

○交通防災課長補佐（武田 孝）

今現在、多賀城停車場線、多賀城駅からソニーの方に向かう道路でございますが、そちらの方は交通量が多いということで他県の警察の方が手信号で交通整理をさせていただいておりますが、その部分につきましては9月か10月ごろに回復するというふうに聞いてございます。そのほかの部分についてはまだ基盤が入ってこないということで、もう少し遅くなるということでございます。

以上でございます。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（石橋源一）

それでは、質疑を。

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

公共施設の復旧という点なんですけれども、先ほどから国の災害査定がまだ行われていないということで、地震が起きてからもう3カ月以上もたっているということになっていて、もう被災地、多賀城市にとっても公共施設、例えば高橋跨線橋あるいは市民プール、そういった市民が日常的に使うような、あるいは生活に関連している必要な道路とか早急に復旧しなければいけないとこういう問題があって、なかなか国の災害査定ができていないということからおくれているというそういうお話がございました。なぜおくれているのかというか、これは市当局に言ってもしょうがないとは思いますが、非常に国の対応が遅いとこのように思うんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長ですか。はい。

○建設部長（佐藤昇市）

正確な回答になるかどうかあれですけれども、このたびの震災が非常に広範囲で大規模だということで査定の方もなかなか進まないのかなということ、実際に査定は1次査定から始まりまして、今現在4次査定ぐらいまで行っていると思いますけれども、最初は県とか仙台市のところで始まっていて、多賀城市は多分汚水、下水関係の震災のだけ、津波被害じゃなくて震災だけの地域の災害査定というのが最初になるとは思います、それが間もなく始まります。それから、津波を受けた区域についてはなかなか調査すらできないような状態が長く続いたものですから調査がおくられまして、それについては8月の中旬からの査定を受けるような予定になっております。確かに、御答弁申し上げましたとおり、今回の災害が端非常に広範囲で大規模でいろんな施設に被害が及んでいるということが一つにはあるのかなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

流れとしては国の査定を受けなくちゃいけないという流れになっているとは思いますが、やはりこういう大災害になって国の方の手もなかなか回らないということも確かに広範囲なことがあるので、例えば国の方で県なりあるいは市独自に査定をして事後審査ということだって考えられると思うんです。ですから、そういうふうなところの規制の緩和といいますかね、従来どおりの法にのっとったやり方を今回の災害でもやっているということからそういうふうになっていくと思うんです。だから、そういうところをもう少し国においては緩和をして、速やかに被災地の復旧ができるような体制をぜひともつくっていただきたいなとこのように思っております。これを部長に言ってもしょうがないので、一応感想だけ述べたいと思います。

それから、130ページの管財課関係、これは被災者を支援するという立場で質問させていただきます。

被災住宅応急修理事業というのがございます。これは応急修理ですね。52万円ということでございますけれども、これの対象はどのようになっていますでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。

応急修理の対象でございますけれども、罹災証明で半壊以上の被害を受けている方、それから応急修理を行うことで避難所などへの避難を要しなくなることで、それから三つ目の要件としまして、応急仮設住宅を利用しない方ということになってございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

そうですね。それで半壊の人は所得制限があるということになっているみたいです。今回被災した方で、きのうも質疑しましたけれども、一部損壊の人はこれには該当しないと。また生活支援金、これの方は全壊、大規模半壊、100万、50万。そして建設加算金もあるし、それから補修加算金もあると。補修する場合はこれを合わせて152万使えと、このようになっています。ところが、一部損壊の人には何ら支援がないと。こういうのは皆さん理解しているところでございますけれども、こういうところでどういう支援をするかということが非常に大きな問題でございまして、多賀城市で被災した市民を支援するという意味では、やはりその一部損壊の人もそれなりの経済的損失をこうむっているということを見ると、早く再建してほしい、早くもとどおりの生活に戻ってほしいと思うのは、全壊から一部損壊まで全員の方に共通する課題だと思います。

例えば、義援金ありますね。この義援金は2,817億円赤十字社あるいは共同募金に入っていると。全壊864億円、これをもとに多賀城市でも上乗せして50万、いち早く配りました。これは非常に評価したいとこのように思います。残り1,446億円、これが17日に各都道府県に配ったということで、まだこちらには来ていない。残金がまだ507億円残っていますよと、こういう報道がございました。次来る義援金のその配分の仕方ということでちょっと議論したいと思いますけれども、例えば日本全国の皆さんが被災地の方々に応援したい、少しでも応援したいという気持ちで義援金という形でいただいております。当然海外からもいただいている。これは全壊の人だけにやっただけとか半壊の人にやっただけとか、そういうことではないと思うんですね。被災した皆さんにやってほしいという思いがそこには込められているということがあると思うんですよ。そういう意味では、こういうお金を従来どおりの全壊、半壊の人だけじゃなくて、一部損壊の人にも少しでも広く皆さんにお配りをするという考え方、これは大事じゃないかと思うんですけれども、まずその一つ。

それから、一部損壊の支援として考えられることは、やはりその修理をしたときそれを助成してあげるという補助金、例えば角田市なんかでは一部損壊にも半壊の人にも10万円まで助成金を出していると、こういうことがございますね。ですから、そういうことが考えられる。例えば修理費用の20%とかそういうところまで市では助成しますよということが考えられる。

それからもう一つは、市独自の、社協に委託をしてもいいから、きのう災害援護資金の関係がありましたけれども、一部損壊の人が利用できるような100万円ぐらいまでの修理ができるような自宅を、そういう貸付制度、無利子でというのを市独自でできないかと、こういう支援策としては考えられるんですけれども、この三つについてどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

それでは、まず私の方から義援金のことについてお答え申し上げたいと思います。

今、御紹介がありましたとおり 1,446 億円、これは 6 月 17 日に国の方からそれぞれの額が被災地の都道府県の方に配られております。それで、宮城県はそれを受けて、宮城県災害援護資金配分委員会という組織がございまして、ここで宮城県の方に寄せられた義援金をどのように配るかという会議が間もなく開かれようとしております。宮城県のこの義援金配分委員会の方から決められたものが、各市町村の方に今度寄せられるというふうな形になるんです。これをそれとは別に勝手にさらに市独自の形でやるということとはできないシステムになっています、まず。システムの話を書かせていただきますと。

ただ今回新聞報道によりますと、今回の 2 次配分の 1,446 億円の配分の仕方になりますと、今根本議員の方からアイデアが寄せられたとあり、ある程度自由裁量の余地を残すような配分の仕方に切りかわるのではないかというような報道もされております。ですから、まずもって宮城県の災害援護資金配分委員会の決定の内容をまず確認をしないと、この国を通じて寄せられた義援金の使い道というのが、なかなか市の方での自由裁量には今現在なっていないという状況にあります。

ただ一方、多賀城市にも 1 億円を超える義援金が寄せられておりますので、これについては多賀城市の自由裁量で、多賀城市にも義援金の配分委員会というものを設けておりますので、この中でなかなかはさまになっている方にどのようにお配りするかというような議論は、こここのところでは可能かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

一部損壊住宅の修繕への助成ということでございますが、今現在、耐震補強の関係で社会資本総合整備交付金で国からの交付金を受けて事業を進めていますけれども、その枠の中でその一部損壊の住宅への補修が可能かどうかということで、県及び国と協議中でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

ありがとうございます。

そういう方向性で、ぜひとも支援できる方向性の内容を取りまとめていただきたいと、こう思います。議会にも調査特別委員会が立ち上がりまして、これも調査項目の一つとなっております。議会としてもしっかり議論して、ある程度のものは求めていきたいと、委員長中心に思っておりますので、ぜひともお力添えといえますか、御支援のほどをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ大きな課題は、工場地帯もあのようにになりました。それから、商店、お店を経営されている方、桜木飲食街、あそこも大変な状況になっております。再建をいつするかわからない程度そのままの状態になっているという状況がございまして、こういうところにどういう支援の手を差し伸べるか、こういうことも行政の大きな課題の一つであろうと、このように思うんですね。例えば、登米市なんかでは、多賀城市と比べるとあちらは企業は多賀城市よりは少ないと思いますけれども、市独自で再建するところには300万上限に応援をしているというようなことがございます。私は登米市のまねをしなさいという意味ではなくて、多賀城市にとってどういう支援方法があるのか、その辺のところをぜひとも検討していただいて、多賀城市独自の中小企業あるいは小規模事業者、商店主を支援するそういう施策を検討して実行していただきたいなと、このように思うところがございますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長ですか、副市長ですか。市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

じゃ、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

庁内の中でも今御提案のとおり、やはり中小企業それから企業等を、多賀城市の3分の1、今回被災のあったエリアの中に非常に多くを占めておまして、ここに何らかの手を差し伸べないと多賀城市のこれからの復興がなかなか進まないだろうということは、我々もそのように考えております。具体的にどんな支援策ができるのかということで、今いろいろとちょっと頭を悩ませているところでありましてけれども、今国の方で、企業化を組むことによってそれに対して4分の3の補助金が出せる制度等がございましたので、そういった情報の提供やら、それからあと、いろんな融資制度の有利な融資制度がどういうものが今後出てくるのか、そういったものにきちんとアンテナを張りめぐらしながら、いろんな情報提供をしながら一緒になって復興をやっていこうということで、今現在いろいろと検討中で、もう少しお時間をいただきたいと考えております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

国の方でグループに、企業同士がやって、そしてきのうかきょうあたりで申請かな、申請が終わるみたいなんですけれども、4分の3の補助があるということで、工場地帯でも今動いてやっていらっしゃるようなんですけれども、それはそれとして今おっしゃったように、市として何ができるのかということで御検討お願いしたいと思います。我々会派で6月17日の日に市長に要望いたしました大きな六つの項目の二つともなっております、これは市民の皆さんあるいは事業者の皆さんからのいろんな声をまとめて市長に提出したという経緯がございまして、ぜひとも御検討お願いしたいと思います。

それから、最後に生活保護の問題でございまして。生活保護の人が義援金をもらう、あるいはこれから支援金をもらうという形になっていきます。たしか5月2日だったと思いますけれども、厚労省の方の通知があって、自立更生費を除いた分、余った分はその収入と認定しなさいと、このような通知が来ていますね。その通知に対して各市町村がその通知どおりに実行していったら、マスコミから批判を浴びたと。浴びていましたね、ニュースにも出ました、新聞にも載りました。すると、福島ではその収入認定をしなさいと。原発事故の関係、また原発に関係ない保護者、地震被害の人で義援金をいただく人も収入認定をし

ないと、こういう新聞記事がありました。そこでなんですが、宮城県では今何も発表して  
いなくて、発表していないということは厚労省の通知のとおり業務を淡々とやっていくと  
いうことになるかと思うんですけども、その辺のところの今の流れといいますか、宮  
城県の考え方あるいは市の福祉事務所長としての考え方はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

福島の関係につきましては、きょう新聞にも出ていましたように承知してございます。市  
としての考え方、福島の件につきましては、県が持っている福祉事務所の処置を市町村に  
通知をしたというふうな形だったかと思えます。宮城県の方からはそういった形での通知  
はございませんし、特にその生活保護事務に関しましては、やはり厚生労働省の見解なり、  
あるいは通知なり指示なりというふうなものが多分優先されるんだらうというふうに思い  
ます。生活保護者自体の実態そのものについては必ずしも一くくりではできないんだらう  
と思えます。ですから、生活保護者の事情なり状況なりというものを、ケースワーカーが  
足を運んでしっかりそういったものを把握していきながら生活指導していきたいというふ  
うに思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

義援金に関しては全国の心ある皆さんからの真心の応援で、保護者であろうが保護者でな  
いにかかわらず、被災に遭って大変な思いをした人に対して心としてくれていただいで  
いるわけで、その心をやはりしっかりと受けとめた対応というのは、私は必要ではないか  
と思うから今質問させていただいたわけございまして、ぜひともそういう自立更生費の一  
環だということで認めていただいて、いち早く保護者の方々も立ち直っていただいて前の  
生活に戻れるような精神的な心の応援をしていただきたい。こう願って質問を終わります。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

災害弔慰金の支給対象者の拡充について伺います。

市長に答弁を求めますが、災害弔慰金に関してこの間の議会对策委員会においても問題点  
を指摘してきました。犠牲者の兄弟姉妹が災害弔慰金の支給対象外となっている問題で  
あります。多賀城市内においても兄弟姉妹が犠牲者となった住民から、弔慰金の支給対象者  
として受けられないのは納得できないと嘆いているのであります。現行の支給法において  
規定する遺族は配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲としております。早急に法改正を  
求めることが重要であります。兄弟姉妹を支給対象に加えるよう災害弔慰金支給法の改正  
を国に要請されたいのであります。市長の所見を伺います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

吉田議員おっしゃったように、今国会議員の先生方もその辺の動きもありますし、それから弁護士会ですか、の方でもそういう動きがあるわけでございまして、全く実態とそぐわないようなことも多賀城市内でもあったわけでございまして、やはりその辺のことを、私自身もバックアップを何らかの形でやはり国に訴えていく必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、兄弟姉妹なんかでも全くかけ離れた兄弟姉妹、生活を一緒にして、あるいは例えば葬儀を出したりとかというふうなことでもいろいろ大変だった方々もいらっしゃるわけでございまして、その辺の事情もしんしゃくしながら、何らかの形でそういうものももらえるように取りはからっていかねばいけないのではないかなと私自身は思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第 3 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号））

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは震災復興に向けて災害復旧事業等を早急に実施する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の概要と特徴について御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 9,579 万 2,000 円を追加し、総額 223 億 8,478 万円とするもので、平成 23 年 4 月 28 日付で専決処分させていただいたものでございます。

平成 23 年度における災害救助、災害復旧に関する事業を実施していくにつれ、さきに御承認いただきました平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）で想定していた業務量を上回ったもの、仮設住宅への入居開始により急遽必要となった経費、災害廃棄物の撤去が進むにつれて生じてきた廃棄物仮置き場に必要経費、被災家屋の解体事業に必要な経費、緊急雇用創出事業補助金の内示を受けて早急に移す必要がある失業対策事業に要する経費など、喫緊に対応しなければならない財政需要が生じてまいりました。さらに、6 月 1 日から設置することとしておりました震災復興推進局の所管する震災復興推進事業を予算化する必要がございましたので、これらを合わせて本補正予算とさせていただいたところでございます。

以上のように、さまざまな財政需要のうち最も早く対応しなければならなかった事業の日付に合わせて専決処分を行ったところでございます。

それでは、本補正予算の詳細について各担当部長から御説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明をさせていただきますので、157 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款 1 項 18 目震災復興推進費で 1,100 万の追加補正をするものでございます。説明欄の震災復興推進事業の主なものは、8 節報償費で 117 万円の計上ですが、これは多賀城市復興検討委員会委員 15 人分の謝礼であります。なお、委員会の開催回数は 10 回を見込んでおります。次に、11 節需用費の印刷製本費で 90 万円を計上しておりますが、これは復興計画書の印刷代であります。次に、12 節役務費のうち通信運搬費で 75 万円を計上しておりますが、これはアンケート調査にかかる郵送料であります。13 節委託料で 800 万円を計上しておりますが、これは復興計画策定に係るコンサルタントへの業務委託料であります。

○総務課長（竹谷敏和）



次に、3款4項1目災害救助費で6,144万1,000円の増額補正をするものであります。説明欄総務課関係ですが、炊き出しその他による食品の給与事業は4,086万円の増額でございます。4月の下旬に当該補正予算を計上しましたが、この時期になりますと物流も復旧し始め給食業界も営業を再開し出したため、避難所の食事につきましても弁当の提供を見込めるようになりましたことから、食糧費等必要経費を増額したものでございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、社会福祉課関係で1の災害救助実施事業212万6,000円は、増員して対応しております駐車場警備業務を6月まで延長するための費用として増額したものでございます。2の義援金支給事業237万5,000円につきましては、まず11節需用費47万5,000円で事務用消耗品、封筒印刷代、12節役務費は郵送代70万円、データ処理のためのシステム開発費として120万円を見込んだものでございます。3の仮設住宅管理運営事業1,608万円は、11節需用費で管理用消耗品費として90万円、各仮設住宅ごとに設置される集会場の光熱水費分として88万円、13節委託料1,430万円は居住者の安否確認等巡回業務その他集会所の管理等を行わせるための業務委託料となっております。

○市民経済部長（永澤雄一）

次のページをお願いします。

5款1項1目労働諸費で、1,956万9,000円の増額でございます。これは1、失業対策事業として臨時職員23名を雇用し管財課、生活環境課、社会福祉課、農政課、商工観光課に配置したものでございます。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

10款4項4目文化財保護費21万1,000円の増額補正でございます。説明欄に記載のとおり被災を受けた沖の石の汚泥しゅんせつ業務委託料で、池の底にたまった汚泥、いわゆるヘドロでございますが、これらを掃除したものでございます。掃除については5月2日に終了しております。

○市民経済部長（永澤雄一）

11款1項1目一般災害復旧費で8,760万円の増額でございます。説明欄1の災害廃棄物回収事業1,260万円の主なものは、廃棄物の仮置き場周辺に飛散防止用防護ネットを設置する委託料でございます。場所はアヤマ園駐車場、高橋の遊水池でございます。2の被災家屋解体事業7,500万円は津波及び地震で被災した家屋の解体業務委託料で50棟分を計上したものでございます。

次のページをお願いします。

11款3項2目農地災害復旧費で347万1,000円の増額でございます。説明欄1、農地災害復旧事業の主なものは、13節委託料で水田除塩事業委託料335万7,000円でございます。これは津波で被災した水田68ヘクタールのうち28ヘクタールを本年度作付するため、除塩事業を4地区の興農実行組合に委託する費用でございます。

○建設部長（佐藤昇市）

11款4項1目道路橋梁災害復旧費で1,250万円の増額補正でございます。説明欄1の道路等災害復旧事業に係る震災対応道路維持復旧業務委託料で、浸水区域の市道の路面、側溝清掃や草刈り業務を緊急雇用創出事業の一環で行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

続いて、歳入について御説明申し上げます。

151 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税で 2 億 7,930 万円の増額補正をするものでございます。説明欄の地方交付税の 1、特別交付税でございますけれども、大規模災害発生時の特例交付といたしまして 4 月 8 日に交付されたものでございます。平成 23 年度当初予算におきまして特別交付税を 3 億円と見積もっておりましたが、今回の交付が大規模災害発生時の特例交付であることを踏まえ、当初予算額にそのまま増額することとしたものでございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

14 款 2 項 4 目衛生費国庫補助金で 4,380 万円の増額でございます。2 節災害廃棄物処理事業費補助金は、歳出で説明いたしました環境省所管災害廃棄物処理国庫補助事業に係る補助金でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

15 款 1 項 1 目で 4,086 万円の増額補正でございます。これは歳出で説明しました炊き出し等食品給与費分の増を見込んだものでございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次に、153 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金の説明欄の 1、市町村振興総合補助金で 550 万円の増額補正をするものでございます。これは歳出で御説明申し上げました震災復興推進事業に対する補助率 2 分の 1 の額でございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

4 目農林水産業費県補助金で 302 万円の増額でございます。3 節農林水産業施設災害復旧事業費補助金は、歳出で説明申し上げました津波で被災した水田 68 ヘクタールのうち 28 ヘクタールを今年度作付するための除塩事業に係る補助金でございます。補助率は 90%で計上しております。

7 目労働費県補助金で 4,636 万 9,000 円の増額でございます。2 節緊急雇用創出事業補助金は歳出で説明申し上げました失業対策事業及び道路維持保守点検業務、仮設住宅管理業務の 3 事業に対する補助金でございます。補助率は 10 分の 10 でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 6,685 万 7,000 円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の残高見込額につきましては 3 億 3,127 万円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

21 款 1 項 5 目災害復旧事業債で 4,380 万円の増額補正をするものでございます。説明欄の 1、災害対策債で 4,380 万円を計上するものでございますが、これは瓦れきなどの災害

廃棄物の処理経費から国庫補助を差し引いた額に対する起債充当率 100%の額でございます。

ここで恐れ入りますが、147 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございますが、補正前の起債総額 21 億 7,110 万円に対し 4,380 万円増額いたしまして、補正後の起債総額を 22 億 1,490 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 2 億 9,885 万 3,000 円の赤字、元利ベースでは 1 億 447 万 8,000 円の黒字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

160 ページの廃棄物仮置き場防護ネット設置業務、これは専決なのでもうやり終わったやつのは値段なんですよ。というのは、あそこは高橋の公園のヘドロのところ、くの字で防護ネットをしているんですが、あれをコの字でしてもらって、その上にブルーシートという話を再三しているんですが、その辺はどういうふうに進んでいるのかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

高橋の分につきましては東側と南側 2 カ所分、西側についてはこれから予算措置をしております。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

じゃ、それはつけるということで動いているんですね。あとそれと、ブルーシートについては。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ブルーシートなどを使って飛散防止にも努めてまいります。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

ブルーシートを上にかけるだけですすぐにはできると思うので、それは二中のところもそうですし、いろんなところ、豊なんてもう例えば移動しないようなものであれば、まだとりあえず先ほどの9月の段階であれば、例えばそうやってかけられるものはもうかけていただいて、そのまま目につかないようにするのも周りの人たちにいい効果かなと思いますので、やはりそういったところのやり方といいますか、上手にできるところはやっていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11番（戸津川晴美議員）

158ページ、仮設住宅の管理運営事業についてお伺いします。

委託料として1,430万円が計上されておりますけれども、委託をされたのはどこにされたのかということ、それからそこで何人の人たちがその業務に当たっていらっしゃるのかということ、それからまた常にどこの仮設住宅にもその方たちがいるのかなという不安感というか、行ってみてもいないようなことがありますて、何かあったらどうするんだろうかと不安になるんですけれども、その辺のことがどうなっているか。

それから、もう一つは肝心の業務の委託の中身の問題なんですけれども、どんな業務の内容を委託をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

株式会社共立メンテナンスという会社に委託をしております。何人で業務を行っているかということなんですが、現時点で山王仮設、それから城南の仮設、それから多賀城公園の仮設、これらの分として4人で業務を行っていただいているということでございます。ただ、それぞれの仮設住宅にそういった担当者が常駐しているかということにつきまして、これは常駐しておらないで巡回をしてそれぞれ業務をやっていただいているというような状況でございます。

業務委託の内容でございますが、一つは仮設住宅内のコミュニティーづくりの支援をしたり、あるいは入居者の安否の確認をそれぞれ日々行っていると。それから、そういった安否確認を行った結果を日々担当の社会福祉課の方に報告をしていただくというふうな形、それから行政からの各種連絡事項、広報の媒体であったりそういったふうなものの配布をしていただく、それから、生活全般の各種手続について説明等の支援をしていただくと。おおむねそのような形の中身で業務を行っていただいているというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

4 人とお聞きして本当にびっくりしたんですけれども、たくさんの方たちが入居をしていらっしゃるって、一つの野球場のところを回るだけでもあそこが一番多いので大変な時間がかかってしまうというふうに私は思ったんですけれども、果たしてその 4 人の人たちで大丈夫かなという大変不安がございます。

それで、この人たちだけにもお願いをしたら、市の職員がお伺いして何かするという事はないのかどうか。そのことも私は必要ではないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

仮設住宅の建設がまだ途中段階にございましたので、徐々に体制の整備については考えてございまして、これらについては人員の問題も含めまして増強を図っていきたいというふうに考えております。

今後の仮設住宅の入居者と市との関係、あるいはさまざまいろいろな意味でのサポートと申しますかね、そういった部分につきましても、我々市役所の職員だけじゃなくて、社会福祉協議会含めたいわゆる外部の団体、それから今社協を通じてボランティアでいろいろお手伝いをしていただいているわけなんですけれども、そういった方々も含めたいわゆるサポートの態勢なりなんなりというふうなものがないものか、この辺についてはそれぞれの役割、立場に応じてできることを仮設住宅の皆さんに提供できるような形で何か仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

58 ページの関係ですが、仮設住宅ができて少なくとも 2 年、長ければ 3 年になってくると申しますが、これは総務になるのかな、少なくとも仮設住宅の関係、福祉の方でやっているようなんですけれども、何かの部署的なものを設立して、そこに行けば仮設住宅のことについては全部把握できるという組織の媒体が一つは必要ではないかと。

それから、復興のための推進局をつくって復興のための努力をしていくということが今回の補正に明らかになっていますが、復旧のため、いわば瓦れきとかいろいろ復旧のため、復旧事業について窓口の一本化、このところに行けば復旧事業については大方の多賀城の方針なり多賀城の事務的なことはわかるというようなセクションが私は必要じゃないかと。ここまで来れば、そういうそれぞれ一つのボタンを押したら押すところをきちんと、私は組織的に整備をしておくことが大事ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

まず、保健福祉部長ですか。

○保健福祉部長（内海啓二）

まず私の方からお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり仮設住宅の問題につきましては、例えば規模が大きくなりますと、地域との関係がどうなるんだろうかといったような問題が現実の問題としてクローズアップされてこようかと思います。ただ我々の側としては、移られてきた方々ではありますけれども、基本的にやはり地域に住まう方々というふうな考え方で、何とかうまく調整をしてお互いに多賀城市民なわけですから協力し合ってやってくれないかというふうな働きかけはしております。ただ、今議員おっしゃったような窓口を一つにしていくというふうなことも一つの示唆かと思いますので、この辺についてもあわせて考えていきたい。ただ、今現実というふうな方向でというふうな部分については、これはまだまとまっていないというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

後段の御質問でございます。

復旧に関しましても、今回復興計画の中には復旧という部分も含まれた形での計画になります。復旧に関しましては3カ年の中で行っていくというふうなことになりますので、その辺の総合的な差配なり情報の集中を図るところは、現在のところ復興推進局のところで担っていくというふうなことを考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

仮設のやつはやはり今言ったコミュニティーとの関係も出てきます。要はつくること、やることですから。今度は一歩前進して仮設住宅の生活なんです、生活。生活になると、仮設住宅の方々がどこに御相談に行けばいいのかという問題が出てくる。当然コミュニティーとの関係も出てくる。ですから、何か組織的なものを一つやったらいいんじゃないですかと、私は提案をさせていただきました。

それから、今復旧の問題、あんた、格好いいこと言っている。そうじゃないんですよ。瓦れき、これから出る工場とかいろいろな瓦れきの処理はどこに行くんですかということなんです。瓦れきはここですよ、事業復旧はこっちですよ、中小企業はこっちですよと、通常業務はセクションがあるわけですよ。ですから、そこに行くんじゃないかと、どこかで一つ復興のためにはプロジェクトをつくっていろいろやっていく、当面のいろいろな復旧の相談窓口というものをきちんと一本化しておいた方がよろしいんじゃないか。今は進行形だからいいんですけども、少なくともそういうセクションを持って、市民がどこに行ったらいいのかということもきちんと私はつくっておいた方がいいのではないかと。極端に言うなら、たらい回しはやめてくださいということです。

現実に申し上げますと今でもありますよね。6階に行ってから2階に来て、2階から一番奥に行ったら瓦れきの問題をやる。それから、今度は罹災証明は下に、こういうふうにやっていますよね。こういうのを人か何かで一まとめにして何とかできるような方法をつくらいいんじゃないかというふうに私は思うんですよ。ですから、ここは市全体の組織の問題もありますので、私はひとつ検討してみたらいいと思うんですよ。市民を अच्छだこつ

ちだと行かせるのではなくて、一つのところでできれば事務的なことは終了できるんだ、または問題が起きた場合にはこういうところに行けば相談事はできるんだということを、きちんとつくった方が今後のためによろしいのではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

今の御提言を参考にいろいろと内部の方で検討させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それから、国府南仮設住宅のところから駅まで行く道路をつくりますよね。国府駅まで行く道路が1本ありますよね。そこに今信号機の工事をやっておられるように、私、拝見しているんですが、違いますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

信号機の工事については、ちょっと私、認識しておりません。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

私があそこを見たら、今まである歩道のやつを取りまして、仮設に歩道のを今やっています。その今までであったところに太いポールが立って、向こうから見てもいい信号機をつけられるようなポールになっています。見てないんじゃないですけども。私はあれを見て、ここを今度一般道路も一般車両も向こうまで行けて駅まで真っすぐ行けるようになるなど。そうすると、城南小学校の通学路が交通から守られるなどというふうに見たんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

市としましては、あそこの城南の今仮設住宅が建っているところのわきに道路をつくって、国府多賀城駅から要するに商店があるところまで道路をつけたいなということで計画を立てて警察の方に協議をしていたんですよ。それで警察の方では6月の補正予算で信号機の予算が取れたという情報は今得ていますけれども、まだ工事にかかるということまではちょっと確認しなかったものですから、現場の方も見ていませんでした。いずれ多賀城市と

しては、今仮設住宅のあるところの西側に道路をつくって国府多賀城駅と連絡するような形に持っていきなというふうな考えは持っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

じゃ、その信号機は、私は信号機のポールだと思たんですけども、そしていずれあそこは、一般車両も通行できるような仕組みを信号機ができればやっていくんだという認識でよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

これにつきましてはちょっと財源の問題もありまして、今すぐできるできないということではちょっと回答できないわけですけども、そういったふうな方向で持っていきなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

もうちょっときちんとした答弁してよ。せっかくあそこまでやって、もし信号機が県が予算とればやるというのであれば、信号機つけてあそこに道路つけるよというはっきりした計画なりのものを出すべきだと私は思いますよ。もうちょっと主体性を持つべきじゃないかなという気がするんだけど、これは要望しておきます。もっと主体的に主体性を持って物事を進めてほしいということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

仮設住宅についてお伺いいたします。

始まって今入居している方、またあとこれからつくる方ということをやっていますけれども、この仮設住宅は一応2年間ということでは皆さんに入居していただいているかに聞いております。それで、ただ2年間ということなんですけれども、中には2年間いないで数カ月で出られる予定の方も私はいるように見えていますけれども、その辺、市の方ではどのようにとらえていますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）



基本的には住宅のない方がお入りいただいておりますので、ちょっとその辺の今御質問のあったような件につきましては、まだ十分把握しておりません。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

まだそこまで把握していないということのようですけれども、実際、例えば具体的に言いますと、桜木の県営アパートで1階で被災された方、そういう方も入っていらっしゃるんですね。あそこは大体、私県の方に聞きましたらば、7月末には入居できるように今リフォーム、修理しているというお話です。当然そういう方は、何十人もいないとは思いますが、何世帯かは各仮設住宅に行っているようですので、入られると思うんですね。そうしますと、8月とか9月ぐらいには移転されるのかなと。また県営住宅以外にも、民間のアパートを今修理しているのでそこに入るまで仮設という方も何人か私聞いております。そうなった場合、何を言いたいかといいますと、そのあいた部分、例えば数カ月で転居してあいた部分に対しての今後の募集をする予定があるかどうかということをお伺いしたいなと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ちょっとその辺のところまで考えておりませんでしたので、ただいまそのような問題があったということは認識しましたので、今後それらについてもしっかりと考えていきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

現実必ず出てくる問題ですので、ぜひ考えていっていただきたいなと思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、仮設住宅の入居者の基準のことなんですけれども、今現在どこかのアパートとかに、あと一戸建てのうちを借りまして被災されている方がいらっしゃると思います。そこは借りているところなので借りている方が直す義務はないんですけれども、いわゆる大家さんがそこを直す予定がないと。かわらとかいろいろ落ちているんですけれども、直す予定がないと。それで、どこかに行きたいんですけども、なかなか今アパートがなくて困っているというような方、そういう方は仮設住宅に今後募集とかあったときには申し込まれるようなことができるのかどうか、そういうことはどうでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。

入居要件ということになるかと思うんですけれども、まず入居要件は住家が全壊、全焼または流失した方ということが一つですね。それから、居住する住家がない方ということになります。みずからの資力をもってしては住家を確保することのできない方などのほか、長期間にわたって家に帰ることが難しいと見込まれる方ということになりますので、個別のケースとして対応させていくような形になるかと思えます。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

具体的にそういうふうになったときには相談させていただくように本人に、何人かおりましたので、お伝えしておきたいと思えます。

あともう一点なんですが、先ほど共立メンテナンスに仮設住宅の管理をお願いしているということで1,430万の予算がついていますけれども、これは期間はどのくらい、2年間の委託料なんのでしょうか。それとも、本年度だけなのか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

予算上は11カ月というふうな形になっております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

共立メンテナンスというのはどのような基準でこちらの方を選ばれたのかあれなんですけれども、やはり仮設住宅というのは本市にとっても初めての経験なもので、今後どのような問題、入居者の中にどのような課題が出てくるかということはこれからの問題になりますけれども、ただ今までいろんな被災地、多賀城以外にいろんな被災地で仮設住宅があったわけなんですけれども、そういうところでいろいろ仮設住宅の被災者に対しての支援をやっている経験を持っているそういう団体もあると思うんですけれども、共立メンテナンスはその辺はいかがなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

具体的にちょっとその辺の把握まではしておりませんが、我々自身も今回の被災、急に急いでというふうな形がございましたので、そういった部分もあって、ある意味内容も含めてまずい部分や何かについては修正しながらやっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。先ほどの人員の部分も含めて対応してまいりたいというふうに思えます。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

先ほど戸津川議員の方からもありましたけれども、やはりそういう入居者に対しての心のケアとかいろんな課題も出てくると思いますので、やはりある程度そういう経験のある方ということも大事かなと思いますので、その辺も今後そういうことも含めて委託管理者に対しての指導というか、そういうことも考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。答弁あれば、どうぞ。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

今、心のケアというところまでということでお話ありましたけれども、必ずしもそれが住宅会社の専門ではございませんので、それは別立てでやはり考えていかなくちゃならない話だと思っております。ですから、何もかにも全部ひっくるめてここというふうな形では決してありませんので、その辺の御心配はいただかなくても結構かなというふうに思います。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

次に、解体についてお伺いいたします。

解体が出ていましたけれども、現時点の本市の解体の申込数は幾つになっているのかということと、あと解体作業の進捗状況ですか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

6月19日現在、解体申し込みは776件でございます。解体につきましては、きょう現在で17件を発注しているところです。以上です。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

これからももちろん若干ふえてくるのかなということもあると思いますけれども、この776件を解体する期間、どのくらいというふうに考えておりますか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まず申し込みはことし中、解体は年度内には終わらせたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

年度内という方向で頑張るということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

153ページの労働費県補助金4,636万9,000円なんですが、これは歳出で一部が159ページに出てくると思うんですが、1,956万9,000円しかここでは計上されておひません。残りの部分は何のような使われ方をしておひるのかという点が第1点であります。

2点目、158ページの復興計画策定支援業務委託料、これはコンサルに委託するんだというお話だったんですが、何のようなコンサルですか。宮城県があっせんしたコンサルなんでしょう。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

緊急雇用創出事業補助金につきましては、まず158ページの一番下、仮設住宅管理運営業務委託料。次が160ページ一番上、失業対策事業、この費目でございます。そしてもう一つが162ページ、11款4項の道路公園課、震災対応道路維持復旧業務委託料でございます。この3業務でございます。

○議長（石橋源一）

震災復興推進局長ですか。

○震災復興推進局長（鈴木 学）

まず、コンサルの関係でございますけれども、これは復興計画の策定業務をお願いするということで、やはり都市計画ですとか区画整理ですとかそういった業務にたけておひるコンサルタントということをお想定して計上しておひました。しかし、その後、国土交通省において被災市町村の復興計画の策定に当たっての手助けということで、実際調査業務をしていただいたり、あるいはその分析をしていただいたりするコンサルタントが被災市町村ごとにつくことになってございます。多賀城市では、調査業務でアジア航測、それからそれらのデータ分析で玉野総合コンサルタントという会社が支援をしていただくということで、基本的には国土交通省の支援によってそれらの方々をお活用しながら復興計画をともに作成していくということをお今考えてございます。それで、この国土交通省の復興計画に足りない部分について別途に、あるいは必要があれば委託をするという考え方を持っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、特に被災の大きかった県は岩手、宮城、福島の3県ということになるんですが、国交省が被災自治体にどここの会社はどこの自治体というふうに割り振りをやったということなんですか。それは一覧表になっているものなんですか。一覧表になっているんですか。公表されていますか。

○議長（石橋源一）

震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（鈴木 学）

まず、前段の各市町村ごとに割り当てたかどうかということについては、そのとおりでございます。

一覧表は私ども手元には知らされてございませんで、聞き及んだ話では、例えば塩竈市がどこだとか七ヶ浜がどこというふうなのしかつかんでいないというのが実態でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ちょっと私が心配するのは、例えば宮城県の復興計画は野村総研が非常に深くかかわって職員も派遣をして、大体その野村総研の職員がつくった素案がそのまま宮城県の案になっているというのがはっきりとしてきております。それで、例えば漁港の統合、それから漁業に民間資本が入れるようにすると、漁業特区と言っていたかな、そういうふうな案が出てきています。それで、漁協と宮城県が、今知事が非常に鋭く対立していますね。持ち込んだのは野村総研なんですよ。いわゆる今度の国交省のコンサルの配分の中でそういう問題が起きてきやしないかと。被災地から物を考えるのではなくて、そういうふうなものが結局押しつけられてくるのではないかとということが非常に私は心配しています。懸念しています。そういう心配がないのかどうかということなんですが、当局としてはどのように考えていますか。

○議長（石橋源一）

震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（鈴木 学）

今回割り当てされた国交省の業務の大きなところは、復興のパターンを類型化した上でその手法を具現化するという事で、その具現化するときにはどんな手法が必要なのか、最終的にはそのコンサルを通じて国交省が吸い上げをして、じゃあ市町村がこんなことが困っているんだったらこういうパターンで直しましょうよということを吸い上げするということが大きな目的のようでございます。

これまでのコンサルタントのかかわりの中では、コンサル中心に多賀城市の案を持ってくるのではなくて、あくまでもプランニングは検討委員会でいただいた御意見を中心に、その具現化に向けて逆に多賀城市がコンサルタントに対して、こういうことをしたいんだけれども手法的にはどうなんだという御助言をいただくと、あるいはそのための調査をし

てくれというような使い方をしているので、藤原議員が心配するようなことは我が市においてはないというふうに理解してございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

とりあえずは今の答弁を素直に受け取りたいと思いますが、私は不安はあるんです、やはり。だから、非常に注目しているんだということを申し上げて、私が指摘をしたことも絶えず頭に置いて事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今の話とも少し関連するんですが、162ページの災害復旧費で農林水産業復旧費のところ農林水産業とあるんですが、ここ農地災害復旧費の部分にだけ言及されています。本当に地域限定型ではありますが、大代のノリ屋とワカメ屋が大変甚大な被害を受けました。再起不能ではあるまいかと思うぐらいの被害を受けたんですが、彼らも生活がありますから今海の瓦れき処理に行き毎日働いております。そういう中で、多賀城のあのノリ屋たちの処遇をどうするのかというのは、今まであそこでノリがとれていたということを含めて、あの文化が消えてしまうかどうかの瀬戸際に今あるのではないかとこのように思うんですね。そういうときにどういうふうに手だてをとれるかどうかということの頭の中に入れながら、災害復旧、復興、そういうことを机の上に乗せて語り合っただけならばというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

多賀城の場合には漁業協同組合がございません。今回の漁業の復興については、漁協単位で取り扱われることになると思われまます。多賀城市としてもそのことを念頭に置いて、多賀城市内にも漁業を営む方々がいらっしゃるということを十分に念頭に置いた上で、今後対応してまいりたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

2軒ですからね。しかも、あの人たちには後継者がなかなかいないという現状の中で、それをどうするかといううんと大きな根本的な問題もあるかと思うんですね。そういうところを彼らが相談しに来るか来ないかはわかりませんが、多賀城としての位置づけの中でどうあるべきかということをやはりきっちり話し合っ、みんなで解決していかねばならないのではないかとこのように思うんです。それで貞山堀が今あのをいたらくでございましてきれいにさせていただいて、ぜひそういう本当に小さな火ではありますが、一部文化の火でもあろうと思うんです。そういうところを回復できるような話し合い

を前向きにぜひ進めていただきたいというふうに思うのです。よろしく願いをいたします。いいですか、お返事は。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

漁業の方々からも今どのような進行なのか、随時情報をいただきながら話し合いを進めてまいりたいと思います。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

素朴なあれなんだけれども、資料、今回提示されたやつ、応急仮設住宅6月19日現在、これで多賀城中学校と勤労青少年ホームのところに仮設住宅を今建設されていますよね。6月19日以降に建て方始まったんですか。これ、予定というのでここにでき上がったやつしか書かないんですか、これ。まずはね。

それと、建設交通はわかるんですが、結局間取りを見てくると、そこにどれぐらいの市民の方が仮設住宅にお住まいになっているかというのを概算でわかるような気もするし、かぎ引き渡し日、県、市町村、これ同じのが二つかかっているんですよ。県から市町村にかぎ引き渡してもらって、その日即刻入居もしくは抽選終わった方に引き渡ししているんですか。この辺どうなっているんですか。もう少し資料を私たちが見てわかりやすいように作成してもらおうのが資料じゃないんですか。

それと、今回の市長の行政報告2ページ目の被害状況に、住家被害6月15日現在、米印、津波の被害がなかった地区は除く。これはまだ全然調査していないんですか。市内全部同じじゃないんですか。津波の被害、地震、地震あって津波の被害。何でこういう片手落ちな資料しか作成できないんですか、行政報告で。

あと、3ページの8、商工関係。市が独自に調査したのではなく、商工会の調査資料をそのまま掲載。もう少し、もう3カ月も過ぎてはいるんですよ。もっと細部にわたった行政報告でなければ資料として提示することはできないんですか。それ、先にお聞きします。

○議長（石橋源一）

総務課長か市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

調査の件についてお答えいたします。

6月19日現在で津波地区の再調査547件ありましたけれども、やっと全部を終了いたしました。地震地区につきましては、一度目の調査でございますが、4,071件ほど依頼がありまして3,925件やっと調査を終えた時点で、まだ全体的な全壊、半壊、これについての、津波ではなくて地震だけを受けた地区についてまだ集計が進んでいない状況でございます。

商工会のデータをここに載せておりますけれども、市では次の補正予算でお願いすることになりますけれども、ここでの工場あるいは商店に対する調査、これは来月以降始めることになります。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

仮設住宅についてでございますけれども、板橋議員お手元の資料なんですけど、本日配付の資料というふうに……資料がわかりにくいという御指摘だったと思われましてけれども、本日配付の資料ということでよろしかったでしょうか。（「きょう何か配付したんですか、資料」の声あり）してないですか。（「これは21日の日に事務局のデータベースから抜いたやつじゃなかったかな」「議長、休憩したら」の声あり）

○議長（石橋源一）

板橋議員。この資料はこの日にレターケースに入っていたんだということをもう一度はつきりお伝えください。

○9番（板橋恵一議員）

はい、わかりました。

これは6月19日現在のやつ、レターケースの21日の日、私見ました。それに、今建設中の勤労青少年ホームの場所と多賀城中学校の校庭に建設中の仮設住宅の戸数の概略が入っていない。ね。建設中でしょ、今。これはすべてでき上がったやつだけ、入居可能なだけの資料なんですけど。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

申しわけございませんでした。お手元にレターケースを通じて配付させていただいた資料につきましては、仮設住宅が完了した後の資料でございますので、既に入居が開始されている施設に限っての資料でございました。申しわけございません。

○議長（石橋源一）

御了解いただけましたか。板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

じゃ、ここさ、細かいことだけれども、かぎの引き渡しと同じのが2行に掲載されていることの内容ですね。それ、一つ先に聞きます。既に入居299戸分、これの間取りを細部にわたって載せていただくと、どのぐらいの方がその仮設住宅の地区にお住まいになっているかというのが概算がわかる、アバウトですがね。これで全然わからないでしょう。

それと、今現在、4カ所に避難所におられる方々おられます。この世帯数のある程度こちらの仮設住宅に入った世帯を見比べていくと、幾らぐらいの方がまだまだ仮設住宅に入れなくて避難所生活を強いられるか。今後2カ所の場所に仮設住宅ができ上がれば、これから幾らぐらいの方々がその仮設住宅に移られるか。そういうのがある程度アバウトに我々



は計算することできる、数字的にはずれがあるとは思いますが、それに基づいていろんな形で質問していくのが私たちの仕事なものですからね。もっと最小限度の資料提示はしてもらわないと。提出されないんだったら会議中に資料提出をお願いしますよ、私は。

それと、既に4カ所の仮設住宅が建っております。まだあいているところありますよね。何コマでしたっけ。12コマ。これはどのような現況になっているのか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。

まず、今後の仮設住宅の入居の状況、避難所に入られている方も含めましてなんですけれども、行政報告の資料の5ページをお開きいただきたいと思うんですが、5ページの一番上、項目7番ということで仮設住宅等6月15日現在が書かれていますけれども、そこから2行目、仮設住宅申込件数367件とございます。今現在完成している住宅が299戸でございますので、現在多賀城中学校と勤労青少年ホームで合計74戸建設してございます。74戸が完成いたしますと、373戸の住宅が完成するということですので、現在仮設住宅を申し込まれている方全員が仮設住宅に入居できるという状況になります。

それから、既存の既にでき上がっておる仮設住宅の空き状況というか、まだ入居がされていない戸数なんですけれども、確かに合計で12戸でございます。今後その12戸につきましては、本日、現在建設しております74戸分の戸数と12戸合わせまして全部で86戸分の抽選会を開催しておりますので、もう数日たちますと皆さんどこの住宅に入居が決まるか、間取りの関係もございますけれども、決定する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

そうすると、もう既にできた仮設住宅の12戸分というのは入居される方がいなかったと。抽選に当たったんだけど、入居を辞退したということですよ。そういうことを答弁してもらいたいんです。ただ74に12足して86になるのはわかります。それで、その12戸分を再度、今現在建設中の2カ所の74戸と合わせまして何回目かの抽選を行いますとか行いましたとか、そういうふうな形になっていくのではないですか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

はい、そのとおりでございます。申しわけございません。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

そうしますと、今後そういうふうな形で入居申し込みの方がすべて 367 世帯の方お申し込みになっていて、あと 2 カ所の仮設住宅の場所が、遅いので 7 月 20 日でしたよね、でき上がると 7 月中に御入居されると。そうなった段階で、今現在 4 カ所になっている避難所に対しては、その期間的なことを逆算していった場合に、いつごろになったらある程度どこに、皆さん避難所の方々は 1 カ所に集約されるというふうなスキームが出てくると思うんですけども、その辺は今現在どのようにお考えで作業を進められているのか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

最終的には、総合体育館の方に集約したいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

いつごろということを行っているんですから、それが全然まだ考えていないんだったらこれから検討しますとか何とかという、そういう答弁してもらおうと困りますよ。だから、1 回で済むはずを 2 回も 3 回もかかるんじゃないですか。副市長、その辺、御指導お願いします。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは先ほど副教育長からもう既にお答え申し上げているとおりでございますけれども、仮設住宅に入居していただいて、その時点で恐らく 300 ぐらいの数になるだろうと。それを見て避難所を統合したいということで答弁させていただいていましたので、もう御承知いただいていたものではないかと思っておったものですから、失礼をいたしました。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

次に、160 ページの 5 款 1 項 1 目の労働諸費のところ、商工観光課、第 2 次補正でもって、専決処分でもって、もっといいことがここに提示されるのかなと思ったならば、全然、臨時職員の人件費で大体終わってしまうと。商工業者大分被災された方おられますよね。その復興に対して市当局としては、担当課としてはどのようにお考えなんですか。多分、情報入っていると思いますが、塩竈で、罹災商店の方に対して再生支援事業というふうな取り組みでもって支援金を支給するというのを今議会で上程されておりましたよね。話ばかりで復興・復旧しなくないです。それで商店街のことを一切まだ考えていないと。これ、1 次、2 次の専決処分、出てきていないですよ。多賀城の今まで一般財源の根幹をなしている、歳入の根幹をなしている、その企業の方々の苦しみ、努力を全然無にしているんじゃないで

すか。私、それしか思えないんです。農業関係は後から言いますがね、商工業の方が先。どういふうにして考えて、また次の補正とかなどという御答弁ではだめですよ。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

商工業者の復興についても、私たちもやはり一日も早い復興を願っておるところでございます。ただ、市としてどのような施策をとっていくのか、先ほども述べましたけれども、来月以降、被災した事業者の方々を1件1件調査して、どのような今後の考え方を持っているのか、あるいは被害をどの程度受け、どういった今後の計画を持っているのか、1件1件について改めてお尋ねした上で考えてまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

もう3カ月過ぎたんですよ、部長。1軒1軒頭下げて行って、先におしかりをこうむりながらやっていくということですね。早目をお願いします。

それと、162ページの11款3項2目の農政課関係のことですか。津波の被害を受けた田の方だけですね。畑かかってないから。68町歩。それでことし作付で28町歩の分を除塩作業。ことし作付もできなかった田畑に対しての除塩作業の担当課としての指導をどのようにされてきたんですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

これにつきましては、被災した農家の方々が3月中に集まって、庚田水路より以北は水を何度か入れかえた上で田植えをする。それより南の水田についてはことしは水稲をつくらないということで、まず決めたいいただきました。その上で、農政としては田畑の瓦れきの撤去等を進めてまいりました。そして、田についてはほぼ瓦れきの撤去は終了しました。また、田んぼにたまったわら、津波によって寄せられたわらですけれども、それについても収集は終わりました。今後は、泥をよけた上で除塩をしていくことになってまいります。以上です。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

せっかくわら寄せてもらったんだけど、ロールベアで。崩れてますわね。もう崩れてほどこけてます、一部。せっかく費用かけてやったやつ。

じゃ、ことしは減反、一応減反になりますわね、作付しないなら。これの除塩はこれからしていただくように推進しながら、それに対して費用の方も次の補正あたりで計上して後払いして持つようなお考えはお持ちなんですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

これは災害復旧事業として行ってまいります。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

災害復旧ですから災害復旧事業として行っていくんだったら、もう既に専決処分とかで一通り行うような姿勢を何でとれないんですか。そういうことをやはり全体的に見てもらわないと困りますよ。片手落ちじゃないですか。その辺、やはりもっと前向きに考えてもらわないと。わかりますよ、被災された方どれだけ大変な生活されているか。農家の方も被災されて、それで何とか片づけてそこに住まいながら、農機具も使えなくなった、何とかかんとか調達していただいている。

参考にお聞きします。農機具の被害額は幾らぐらいなんですか。概算でいいです、数字。ここ、資料の3ページの5の農業関係の農業施設や農家被害額の3億2,800万の中に入っているということですか。この農家被害額の3億2,000万というのは大体どういうふうな概略、農業施設というのはある程度わかるんですが、やはり先ほども言ったようにもう少し詳しい資料にさせていただきたいんだね。これだけのことをちゃんと調べていられるんですからね、細部にわたってつけてもらうといいんじゃないですか、この避難者集計表みたいに、事細かに、そういうことをやっていただくことできないんでしょうかね、資料として。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

一番農業に精通している板橋議員が求めている内容等について簡潔にきちんと説明を賜りたいと思います。

○市民経済部長（永澤雄一）

先ほど農地についても災害復旧として復旧していくというふうに申し上げました。農地の分の災害査定は7月以降に行われます。実際の予算措置は査定以後になります。

それから、今回の補正、今は第2号ですが、第1号で農業用施設の復旧費、農地災害復旧事業ということで予算は既に計上して、この第2号補正で今回のこの金額を載せさせていただいたということでございます。

なお、その農家の被害額は出してありますが、申しわけございません。これの明細については今手持ちを持っておりませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

それでは、あと参考にしますので、市内の被害額の概要でもってこれだけの数字等が出ておりますので、これのもとになる資料があると思いますので、あと提出お願いしたいと思います。

あとは、やはり第1次の専決で農業関係の方予算組んでいると言っても、目に見えてここに活字で出てきていないんですね。今初めて聞いて、部長から言われて、あ、じゃ、ことしのもう年末だなと。ねえ。多少でも早くやれば、それだけ除塩すれば、今現在5月に1回でも2回でも除塩すれば、それだけ早く来年、再来年に作付というのができるんですよ。その辺をやはり全体的に、多賀城の場合は仙南、仙北と違いまして、農業用排水路の水路が被害に遭っていないでしょう。壊れてないでしょう。名取なんて作付できるんだけど、下流の方の水路、堰が被害を受けているので作付しないで、豆とか麦とか転作協力しているんですよ。そういうことを記事として出ているのは篤とおわかりでしょう。そういうことを考えたら、やはり少しでも生産者、商業者の生活の糧になる、収益を上げることに対してもう少し行政の方も前向きに仕事していただきたいんですがね。今のことに対して御答弁お願いできますでしょうか。

○議長（石橋源一）

答弁求めるんですか。（「はい」の声あり）

そうであれば、副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは農業者に限らず、すべての市民のことを考えて我々やっているわけでございますけれども、具体的なことについてはいろいろと改めてまた御指導いただきながら、資料については事前にいろいろ御提示をいただければ我々としては資料は提供いたしますので、早目早目に御指示いただければ対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで 3 時 5 分前まで休憩といたします。

午後 2 時 39 分 休憩

---

午後 2 時 55 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

---

日程第 4 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは歳入予算については下水道使用料の減額補正及び公営企業災害復旧事業債の増額補正を、歳出予算については公共下水道施設災害復旧に要する経費の追加補正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

初めに、昨日の私の説明で一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

報告第 2 号 下水道特別会計繰越明許費繰越計算書、資料 1 の 7 ページでございます。資料 1 の 7 ページでございます。

一番下の段の西原ポンプ場建設事業負担金で、繰越金額を 840 万と説明いたしました。正しくは 2,000 万円の誤りでございました。訂正しておわび申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

それでは、歳出から御説明申し上げます。

資料 1 の 173 ページをお開き願います。173 ページになります。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費は補正額はございませんが、説明欄 1 の賦課徴収職員人件費につきましては、下水道使用料の減額に伴う財源組み替えでございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

3 款 1 項 1 目公債費でございます。これにつきましても 1 の汚水事業元金償還事業において、後ほど歳入の補正内容で御説明申し上げます下水道使用料の減額補正に伴う財源組み替えでございます。

5 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費につきましては、6 億 6,328 万 1,000 円の追加補正でございます。1 の公共下水道雨水施設災害復旧事業につきましては、今回の震災により被災した雨水ポンプ場及び雨水管渠の復旧経費に要する経費として追加補正を行ったものでございます。

内容につきましては、9 節旅費から 12 節役務費までは災害事業執行に必要な事務費として、13 節委託料につきましては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるための被災施設の調査設計費と各雨水ポンプ場の設備点検費や清掃費、また排水機能を暫定稼働させるための仮排水業務費等を追加補正いたしました。また、15 節工事請負費につきましては、雨水排水機能をできる限り早期に復旧すべく各雨水ポンプ場及び暫定ポンプ施設の復旧工事並びに八幡雨水幹線の板柵が崩落した部分の緊急復旧工事費用を追加補正いたしました。

次のページをお願いいたします。

2 の公共下水道汚水施設災害復旧事業につきましては、今回の震災により被災した汚水管渠及びマンホールポンプ施設の復旧経費に要する経費として追加補正を行ったものでございます。

内容につきましては、9 節旅費から 12 節役務費までは復旧事業執行に必要な事務費として、13 節委託料につきましては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるための被災施設の調査設計費と雨水管渠内の津波土砂のしゅんせつ及び清掃費を追加補正いたしました。また、15 節工事請負費につきましては、汚水の流れを著しく阻害しているような汚水管渠の復旧工事並びに町前マンホールポンプ施設の復旧工事費用を追加補正させていただきました。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

171 ページにお戻りください。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 6,846 万 8,000 円の減額補正でございます。これは今回の震災により被災を受けた使用者の負担の軽減を目的に、4 月請求分の全額を減額したことに伴

うものであり、多賀城市給水区分で6,341万5,000円、塩竈市給水区分で505万3,000円の減収が生まれたことから補正により減額としたものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金で6,854万9,000円の追加補正でございます。これにつきましては、ただいま御説明させていただきました歳入における下水道使用料の減額及び歳出における公共下水道施設災害復旧費の追加補正により、一般会計からの繰り入れの追加が必要となったことからその費用の追加補正を行ったものでございます。

8款1項1目下水道事業債で6億6,320万円の追加補正でございます。これは歳出で御説明させていただきました公共下水道施設災害復旧費の追加により、公共企業災害復旧事業債の活用が可能となったことから、その費用に充当可能な地方債を発行するために予算の追加を行ったものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、167ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。

先ほど歳入補正予算で御説明申し上げました下水道事業債の公営企業災害復旧事業債の追加補正により、地方債発行の限度額を6億6,320万円増額の14億8,900万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、資料3の説明をさせていただきます。

資料3の9ページをごらんください。資料3の9ページです。

下水道事業の元利償還金の雨水・汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が当初予算時に比べてどう変わってきたかをあらわしたものであります。

当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表中合計欄で19億9,843万5,000円。これを賄う財源といたしまして、下水道使用料を3億6,584万9,000円、資本費平準化債を4億7,920万円、下水道事業債特別措置分を9,240万円、下水道事業受益者分担金及び負担金を181万5,000円充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で10億5,917万1,000円としておりました。

これが、今回の1号補正におきましては、元利償還金総額につきましては当初予算に変わりはございませんでしたが、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が6,846万8,000円減額の2億9,738万1,000円、資本費平準化債、下水道事業債特別措置分、下水道事業受益者分担金及び負担金につきましては当初予算に変わらず、結果的に一般会計繰入金は1号補正により6,846万8,000円増額の11億2,763万9,000円となります。

以上で、下水道事業特別会計の専決補正の内容説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）



176 ページの 2 の 13 委託料、汚水管渠等災害復旧調査設計業務委託料 1 億 6,000 万円なんですが、その調査設計で億単位の委託費というのは初めて見たんですけども、中身は何ですか、これは。何でこんなに高額の委託料になるのかということなんですが。

○議長（石橋源一）

建設部長ですか。

○建設部長（佐藤昇市）

これは被災した汚水管の災害復旧査定を受けるために調査設計をするためのものですが、被害延長を市内全域で 16 キロと想定して算定したものでございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今の藤原議員のに関係あると思うんですけども、今被害の延長が 16 キロということがあったんですけども、いわゆる雨水管・汚水管の切断というんですかね、ポキッと折れたというか、地震によって、そういう箇所というのがどのくらいあったのかなというのはすごく疑問に思ったんですよ。多賀城中学校の横断歩道橋の下あたりにかなりの水がわいていて、これは一体水道なのか下水道なのかとうんと悩んで、意外とこれ水道じゃなくて下水道じゃないかなんて人もいたものですからね、その辺あたりも含めてちょっと関心あるので回答いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今お話ありました多賀城中学校の横断歩道のところの陥没……（「陥没して水が流れていた」の声あり）はい。あそこにつきましては、公共下水道に起因する陥没というふうにとらえております。

それから、汚水管の被災状況でございますが、今現在集計がまとまっているのは津波被害ではなくて地震被害のみの区域だけでございますが、それでいきますと実際に復旧が必要な延長が 1,094.8 メートル、そのうち開削でやらなければならないのが 1,092.1 メートル、そのほかにマンホール復旧工、それから本管部構成工、取り付け管接合部構成工、それからマンホール部分復旧工 193 カ所等々となっております。このほかに津波被害を受けた地区の被害の復旧も出てきますので、かなり上がるのかなと思っております。

それから、雨水管渠につきましては今現在わかっているのは、城南小学校北側の城南緑地内の歩道に浮島幹線が走っていますけれどもそれと、あと国府多賀城駅北側、同じく浮島幹線ですけども、その雨水管渠に段差が生じているということが判明しております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

あれだけの揺れ、本当に震度7（168ページに訂正発言あり）という私なんか初めての経験で、かなりの揺れだったからよほどこれはもう下水道の雨水・污水管が被害を受けているなど感じておったものですから、まず冒頭これを聞いたわけなんですけれどもね。

さて、今示されたこの災害復旧のこの予算の中で、先ほど被害があったというところすべてを復旧するためにこの予算が策定されたのかということをやっと疑問に思ったものですからお聞きしたいんですが。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

調査がまだすべて終わったわけではないので、これだけで終わりということではないというふうに思っています。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。差し当たって急ぐ部分がこの予算なんだということを理解しておきたいと思えます。

あと、これは道路に関係するのか、この下水道に関係するのかということでちょっと悩んだんですけれども、このごろだんだんと日がたつにつれて道路にマンホールだけがポコンと高く立っていて、結構車の車輪をとられるのが多いんですよ。これは四輪よりも逆に二輪の方が、夜間なんか気がつかないと危ないのかなと思うんですけれども、この辺というのは市としてはどういうふうな対策をとられるんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

同様の質問は昨日……、佐藤恵子議員からもいただいたんですけれども、結局下がったところについてすぐに応急措置をするんですけれども、新たなところというよりも1回手当てしたところがまた下がってしまうということが何回も続いているわけなんです。それについてはパトロールを強化しながら手当て、本格復旧が終わるまでは手当てしていくしかないのかなと思います。

なお、市の職員の方でパトロールも実施しますが、もしかしたら行き届かない場合もあるかもしれませんので、お気づきのところがありましたら私のところ、あるいは道路公園課の方に御一報いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

質問が重複した感がありまして、どうも済みませんでした。

確かに災害が発生した当時よりも2週間後とか1カ月後とかというふうに、路盤というのは一定ではないんだなというのを今回物すごく感じたんですね。ですから、これからも落ちつくまではかなり地面が固まるまでは時間かかるのかなと思っているんですけども、やはりこれは人命にもかかる問題ですから、どうか市民からの通報とか、逆にお気づきになった場合は間髪を入れず手当て、段差をなくすような努力をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

172ページの財政措置についてお伺いしたいんですが、今回単独事業債で6億6,300万円を歳入に計上していると。この6億有余の金について、災害の関係でするので国庫負担の対象になるものなのかどうか。国庫負担の対象になるものなのか。そして、この単独でもし対象にならないとすれば、単独でやったこの起債について交付税措置等がなされるような財政措置になっているのか。その辺の財政措置についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長ですか。財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回補正予算の方に計上しているものは、あくまでも単独事業に関しての公営企業災害復旧事業債ということですので、全くの単独債ということになります。これは国庫の負担、後年度の交付税措置というものも用意されていないものでございます。

ただ、最近になりまして6月1日付で総務省の方から発信されている通知がございまして、こちらの方、タイトルなんですけど「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する操出金について」という通知になっております。この通知の内容を見ますと、どのように活用していくのかということに関してはまだ検討は十分にしているんですが、概要を申し上げますと、まず、今回の震災によって復旧に要する経費の部分に関しては通常ですと公営企業側の方、特別会計の方で災害復旧事業債を発行するというような格好になるんですけども、今回の場合は一般会計の方でもある程度の額、これは国庫補助になる、要は補助事業と単独事業のその割合によって違ってくるんですけども、そちらの方の概要が全部決まった段階で、その一定割合について一般会計の方でもこの復旧に要する地方債を発行できるというふうな格好になっています。ですから、一般会計の方で発行して、その発行した際に借り入れた資金に関して特別会計の方に繰り出しをするというふうな仕組みになっています。したがって、一般会計の方で発行するものになりますので、この部分に関しましては後年度交付税措置が用意されるというふうな格好になっています。これが6月1日付で総務省の方から発信されてございまして、これは今後実際に災害査定を受けて、市の方での下水道事業の全体的な復旧作業の姿が見えたころになりますと、この辺の計算がきちんとできるようになってくるのかなというふうに思っています。この制度については今後復旧事業の進み方によりまして十分に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。じゃ、6月1日付でそういう内容が来ていると。なれば、できれば今回のやつは、単独事業の6億もその枠に乗せられないかどうか。復旧事業債全体では先ほど60万円以上のものどうのこうのだとさっき論議しましたけれども、今回の6億というのは相当なお金ですので、これはやはり今言った制度に乗せられないかどうか、そういうものをまず研究していただく。乗せられるなら乗せる、もし乗せられないとすれば、これに対して手当てをしてもらわないと。現実には震災によってこの被害が起きているわけですから。物の発想は同じ問題だと思うんです。人災でないわけですから。ですから、そういうものをひとつ財政当局ではもっともっと研究していただいて、そういう国の財政をいかに効率よく取り込んでいくかということが大事じゃないかというふうに思うんですけれども、そういう視点で取り組んでいただきたいと思いますというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

今議員の方から御指摘のありましたように、情報収集に努め、その制度内容を十分に活用できるように研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

2点ですけれども、桜木二丁目付近にあります八幡雨水幹線のいわゆる土手部分というんですかね、その辺に段差とか亀裂、陥没があるんですけれども、その辺は市の方では承知していますでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

八幡雨水幹線の……（「びっくり市の裏側あたりです」の声あり）それで、板柵渠の補修ということで176ページの15工事請負費の一番下の方に予算を計上して、これで手当てしたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

先週ですか、この地域の方から声がかかりまして行きましたらば、そこのところが、板柵も一部損壊していますし、あと土手の部分があるんですけれども、ちょっと遊歩道的なところがあるんですけれども、そこのところが陥没しまして、あと亀裂が入っているんですね。それを見まして、これは随分前から話しして、その方によりますと市長にも見ていただいて、そしてブルーシートをかけてまず早急に対応しますというようなお話があ

ったんですけれども、いまだ何もされていないというようなお話であったんですね。それで、本人たちはこれから梅雨時を迎えて大雨が降ると大変不安であると、崩れたり何かするんじゃないかという不安がありましたので、その辺承知されているかどうかと思って伺ったんですけれども、早急に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

早急に手当てしなければならないということは認識しておりますので、手当てしたいと思います。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

本格工事に入るのには時間かかるんでしたら、ブルーシートでも対応していただきたいということがありましたので、よろしく願いいたします。

あと、そのときにお話あったんですが、ここの雨水幹線が今までは水のないときというのが随分あったんですけれども、今は常に水がある状態が常態化しているというんですかね、いつも水があるようになったということは、結局地盤沈下しているんじゃないかなというようなお話でした。今マスコミなんかでもいろいろ今回の震災において各地域が地盤沈下しているということが随分言われていますけれども、多賀城市においてはその辺の調査とかされているのか。また、どのような認識を持っていらっしゃるのか、それもあわせてお伺いいたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

多賀城市独自では調査していませんが、国土地理院の方で今回の被災を受けたもの、東日本全地域を調査をするということで、水準点であるとか、水準点、三角点、それからGPSの起点とか、そういった関係を……9月から11月にかけて発表する予定で今作業をしているということだそうです。

それから、地盤沈下の関係につきましては、暫定値でございますけれども、レーザー波をもって測定した沈下の状況については、東北地方整備局のホームページの中で色別に公開されております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

存じませんので、どのくらいという方向に多賀城は出ているんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

箇所箇所でも多少違うんですけれども、多いところでは30センチぐらい下がっているところもあるかなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

そこの雨水幹線だけじゃなくて、砂押川もやはりそういうような状態だということで、しゅっちゅう見ていらっしゃる方は、今までよりもずっと水の量が常に多くなっているということなので、やはり確実に地盤沈下は多賀城市もあるのかなということも思いますので、やはりそういう意味であの辺、特に津波の被害があったあの辺の方は特に不安を持っていますので、雨水幹線の補修に関しては本市の部分ですので、ぜひ早急に対応していただくようによろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

先ほどの続きなんですが、余りにも簡潔で見事な答弁だったので再質問できなかつたんですが、1億6,000万円を1万6,000メートルで割ると1メートル1万円という単価になりますね。調査設計で1メートル1万円というのは、これは相場なんですか。ちょっと高いんじゃないかという気がするんですけれども、それがまず第1点です。

それから、16キロメートルというのは全体のどのぐらいに当たるんですか。どういうところを抽出して調査するということにしたのか、その点について御回答ください。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

1万円という単価が高いか安いということなんですけれども、この辺が相場なのかなというふうに考えておりました。

それから、16キロというのは多賀城市全体の污水管の延長のどのぐらいの比率なのかという御質問だと思うんですけれども、それについてはちょっと後から答弁させていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

どういうところを選んでやることにしたのかということぐらいは答弁できないですか。幹線ですとか何とかというのは。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

汚水管につきましては、市内の全部の区域を1次調査、2次調査、3次調査という段階的な調査をかけております。1次調査につきましてはこれは全延長を調査するもので、それについてはとても多賀城市の職員だけでは手が回らなかったため、青森県から秋田県から山形県等の自治体の職員の応援を得ながら調べてきました。その中で路面に異常があったりマンホールに異常があったり、あるいは異水があったりという異常部分についてカメラを入れて調査をするわけです。そういったところが16キロというふうになっております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうすると、2次調査ということですか。（「はい」の声あり）全体で。3次調査というのはどういうふうになりますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

済みません。2次で終わりです。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

2次調査ということなので、1次調査でその異常が見つかったところをさらに綿密な調査をするということで計上されたということだね。それにしても何か1メートル1万というのは高い感じだね。ちょっと本当に相場なのかどうかね、これはよそも調べて見てほしいんですけれども。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員みずからも調べられた方がよろしいだろうと、こう思います。

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

176ページなんですけれども、176ページ。ここでこの質問が適しているかどうかちょっと、確認したいことがあるんですが、砂押川が警戒水位になった場合、各ポンプを停止すると、砂押川の警戒水位です。これは御存じのように堤防の決壊を防止するために、警戒水位に達すればポンプを停止するんだと。これは県との約束事であると。これは10年以上前の私の質問に対してのお答えだったんですけれども、ここに来てもそのようなことでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

非常に重い質問でございます。要するに、堤防を守るために内水排除のポンプをとめるかということでございますね。これについては以前から土木部と相談しておりまして、今現在はそのような形になっているというふうに承知しております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

たしか八幡橋のそばにその水位をはかる装置とか設備がしてあるんですけども、やはりこれにより消防団が水防団になるとかそういった話も耳にしておるんですけども、今回の津波の際に、これは満潮期だったか干潮期だったか、ちょっとわかれば参考までに教えていただければいいんですが。満潮であったか干潮であったか。わからなければいいですけども、参考でお願いします。

○議長（石橋源一）

交通防災課長補佐。

○交通防災課長補佐（武田

孝）

ちょっとそちらの数字は手元に持ってきてございませんので、申しわけございません。（「じゃ、結構です」の声あり）

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

字句の訂正をお願いします。

先ほど、私、震度7と申し上げましたけれども、最大震度が7だなと考えていて、マグニチュード9.0と言うべきところを震度7と申しましたものですから、字句の訂正をよろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第 5 議案第 36 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 36 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 36 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは平成 23 年 9 月 30 日で任期満了となる菊地春雄委員、濱田勇子委員の 2 名を引き続き推薦し、同じく平成 23 年 9 月 30 日で任期満了となる小野妙子委員の後任として川崎泰泉氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、資料 3 の 10 ページ以降に、現在の委員名簿並びに菊地春雄委員、濱田勇子委員及び川崎泰泉氏の経歴書を添付しておりますので御参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案については、本市議会として意見はなく原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、本市議会として意見はなく原案に同意を与えることに決しました。

---

日程第 6 議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは東日本大震災の災害被災者等の税負担の軽減を図ることなどを目的とした地方税法の改正に伴い、多賀城市税条例について所要の改正をするものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

3 の議案関係資料、14 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 37 号関係資料に基づいて説明させていただきます。

今回の多賀城市税条例の改正は、平成 23 年 4 月 27 日に公布された地方税法の一部を改正する法律の内容に合わせて、適用法令や引用条文の整合性を図るとともに、特例措置の適用を受けるための申告書や申出書の提出等の手続を定めるため、附則に第 28 条から第 30 条までの 3 カ条を追加するものでございます。

4 月に行われた地方税法の改正は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災者等の負担の軽減を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除並びに個人住民税、不動産取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとされたものでございます。

地方税法の改正点のうち、市税に関する主なものについて資料に沿って説明させていただきます。

初めに、1.個人住民税関係でございますが、主に三つの特例が設けられました。

(1) 雑損控除の特例は、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額を、選択により平成 22 年分の総所得金額から雑損控除として控除できることとされたものでございます。また、雑損控除の繰越期間が 3 年から 5 年に延長されました。この特例措置に対応して、多賀城市税条例の附則に第 28 条を追加し条例における引用条文の整理を行うとともに、特例措置の適用を受けるための申告書への記載などの手続を規定するものでございます。

(2) 被災事業用資産の損失の特例は、所得税の措置に連動して平成 22 年分の所得を計算する際に、被災した事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とすることとされたものでございます。また、被災事業用資産に係る純損失についての繰越期間が 3 年から 5 年に延長されております。この特例に対応する条例の改正はございません。

(3) 住宅ローン減税の適用の特例は、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除適用できることとされたものでございます。なお、この特例措置に対応して多賀城市税条例の附則に第 29 条を追加し、条例における適用法令や引用条文の整合性を図るものでございます。

次に、2.固定資産税・都市計画税関係でございますが、こちらは主に五つの特例が設けられました。

(1) 指定区域内の土地及び家屋に対する課税免除の特例は、津波による甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成 23 年度の課税を免除することとされたものでございます。

済みません。15 ページをお願いいたします。

なお、本市においては、被災者生活再建支援法に基づき宮城県知事が認定した長期避難世帯の区域を基本とし、津波による塩害で作付ができない地域を加えた区域を指定する予定で調整中でございます。

(2) 被災住宅用地の特例は、東日本大震災により滅失し、または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、平成 33 年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用できないと認められる場合、震災前と同様に当該土地を住宅用地とみなすこととされたものでございます。

なお、この特例措置に対応して多賀城市税条例の附則に第 30 条を追加し、条例における引用条文の整理を行うとともに、この特例措置の適用を受けるための申告手続を定めるほか、被災住宅用地が共有である場合や仮換地である場合の読みかえの規定、共用土地である場合の税額の案分申し出などの手続を規定するものでございます。

(3) 被災代替住宅用地の特例は、被災した住宅用地にかわる土地を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災した住宅用地に相当する分について、取得後 3 年度分住宅用地とみなす取り扱いとされたものでございます。この特例措置に対応する条例の改正はございません。

(4) 被災代替家屋の特例は、被災した家屋にかわる家屋を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得し、または改築した場合には、被災した家屋の床面積相当分について最初の 4 年度分を 2 分の 1、その後の 2 年度分を 3 分の 1 減額する取り扱いとされたものでございます。この特例措置に対応する条例の改正はございません。

(5) 被災代替償却資産の特例は、東日本大震災により滅失し、または損壊した償却資産にかわる償却資産を平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災地域において取得し、または改良した場合には、課税標準を 4 年度分 2 分の 1 とする取り扱いとされたものでございます。この特例措置に対応する条例の改正はございません。

最後に、3.軽自動車税関係でございますが、東日本大震災により滅失し、または損壊した自動車等にかわる軽自動車等に係る平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする取り扱いとされたものでございます。この特例に対応する条例の改正はございません。

恐れ入りますが、1 の議案 183 ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしておりますが、附則第 29 条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に係る分につきましては、平成 24 年 1 月 1 日から施行することといたしております。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

資料 3 の 14 ページ、ただいま説明がございましたけれども、個人住民税関係、雑損控除の特例でございますが、住宅や家財等について生じた損失額を平成 22 年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるというふうになりましたね。住宅や家財等について生じた損失額、この損失額の査定というのはどのようになさるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

お答えいたします。

基本的に住宅に対する損失額の計算は、取得価格がわかっている場合、こちらにつきましては減価償却の考え方を uses。家財についても同じでございます。

ただし、取得価額が明らかでない場合、この場合については国税の方で所得税の方の取り扱いとして簡易的な計算方法、こちらが示されております。例えば地域別、構造別の工事費 1 平米当たりの単価、これを家屋の価格として計算する、あるいは被害割合表ということで家族構成別の家財評価表、こういったものが示されております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

わからないですね。要するに、その過程によって壊れた度合いが違うじゃないですか。そういう具体的なことなんです、知りたいのはね。要するに罹災証明書で全壊、大規模半壊、半壊とかあるんですけども、そういう尺度で見えていくのか。そのうちの価値がどのぐらいあって、そして損害額がどのぐらいだというのは自己申告で自分で算定して持ってくるものなのか。その辺の具体的な事例を挙げていただければと思います。例えば御自分の家を参考にしてでもいいですけども、例えばの話、わかるように具体的な事例をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

この雑損控除を受ける場合はあくまで金額でございます。損失額でございます。ですので、今市の方で発行しております罹災証明による全壊、半壊とかそういう尺度ではなく、あくまで損害額を算定します。

そのために取得価格が明らかな場合は、先ほど申しましたように耐用年数を考慮した減価償却、残存価格を考慮して計算する。それから、取得価格が明らかでない場合、もうわからないという場合には、簡易の単価表とかが示されております。例えば、家屋でありますと地域別、これは各県ごとの単価が示されております。それから、構造別、木造あるいは鉄筋コンクリート、鉄筋鉄骨コンクリートづくり、構造によって、例えば宮城県の木造ですと 1 平米当たり 14 万 6,000 円、こういった単価が示されております。こういう単価をもとに家財の金額を計算し、それから損害の金額を出すというふうに示されております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

だから、それはだれが計算をして、例えば A 宅がありました。その A 宅を雑損控除を活用とすると、被害を被っているんだけど、家財も、家もね、その家に対してだれが調査をしてその金額を査定するのか。自己申告でいいのか。その辺なんです。具体的に

それを活用しようとする市民の皆さんがいれば、きちんとお伝えしなくちゃいけないのでね、その辺のところをお願いします。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

何度も済みません。所得税、市民税とも……失礼しました。所得税につきましては申告納税でございますので、納税義務者の方が御自分で計算をして申告をするというのが原則でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料3の14ページの2の(1)のところでもちょっとお尋ねしたいんですけども、固定資産税・都市計画税について指定区域内の土地及び家屋に対する課税免除をするということですね。それは市町村長が指定する区域内ということで長期避難世帯に認定された世帯と塩害地域という話がありました。私は、マンションのいわゆる津波に関係なかった人たち、2階以上かな、上の人たち、被害があったところもあると思うんですよ。だけれども被害がないところもありますね。長期避難世帯というのは、いわゆる被害の程度にかかわらず長期避難世帯として認定をして100万円お見舞い金的な性格があって出るものですよ。被害の程度に関係なく出るお金なんです。被災者生活再建支援金の基礎支援金というのはね。

ところが、長期避難世帯と一括してくくってやってしまうと、全然実際には被害がないところについても固定資産税とか都市計画税を免除してやるということになってしまうわけね。これはまけてもらうのはそれは喜ばしいということにはなるんだけど、論理的に矛盾はないかということなんです。理屈的に矛盾がないかと。長期避難世帯の基礎支援金というのは被害の程度に関係なく出るお金なんです、その地域にいたということ。それをここまで延長させていいのかというのは、どうも私は論理に飛躍があり過ぎるのではないかという、こんなこと言って恨まれるかもしれないんだけど、私は理屈から言うとそういうふうにならないかと。津波が来た農地について、これはまけてやるというのは当然だと思いますよ。私はどうも理屈が合わないんじゃないかなという気がするんですけども、どうですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

地方税法の書きぶりといたしまして、こちらに書いてありますとおり区域指定ということになっております。津波により甚大な被害を受けた区域ということで、エリア指定、区域として面的に指定しなさいということになっております。確かに今藤原議員がおっしゃったような、その高さによつての被害の程度というのはあるかもしれませんが、制度として区域指定というふうに示されております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

論理的に無理ないですかね。それはそれでやるというから、じゃまけてもらう人は喜ぶだろうからね、じゃ、これ以上やらないことにして。

財源補てんはどういうふうになるんですか。この財源補てん。国がきちんと面倒を見ると。せめてそれだったらまあしようがないかなという感じにもなるんだけど、どうですか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

お答えいたします。

今回の税条例の改正というのは地方税法の改正に伴ってのものなんですが、今回の国策として行うわけですのでこの分についての減収分に関して、これは災害復旧事業債のうちの歳入欠陥債というものが発行することが可能になってまいります。この歳入欠陥債なんですが、実際のその計算方法、その他につきましては後日総務省の方から紹介があると。正式な文書があってその計算方法等が示されるということになっておりますので、現時点では詳細はまだわかっておりませんが、いずれにしましても、その歳入が欠陥する分に関しましては、今回の法改正によって歳入が欠陥する部分に関しましては歳入欠陥債を発行することができる、欠陥するというふうに計算された分に関しては100%発行できるというふうになっております。これに対しまして地方財政措置といたしましては、元利償還金につきましては100%公債費方式により基準財政需要額に算入されるということになりますので、交付税措置の方は完全に100%見られるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

14ページの1の1のさつき根本議員が聞いた雑損控除の特例でもって住宅の残存価格といいますが、これは取得年限の制約はないわけですか。結局、住宅、土地を売買、これは津波被害じゃなくただ売買するとなると、余りにも37年だ、39年以上経過していると、取得価格が税金の控除の要因に入らない年数というのがあったはずだと思うんですが、その辺のことにしましては一切建築年数というのは含まないで計算をすることが可能だということですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

基本的にそれぞれ建物の構造によって減価償却の年数が決まっております。減価償却の年数が経過しているものにつきましては、残存価格がベースになってくるというふうを考えております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

その年数の経過が何年というのは、税法上期間として計上はされていない、決まっていない。ただ残存価格というのは結局取得時点の1割ぐらいで見られるわけですか。その残存価格というのは大体概算で幾らぐらい、全体の建築費に対しての。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

この計算による償却率につきましては、例えば木造ですと33年となっております。この計算上は、通常の耐用年数を1.5倍したものであるということで取り扱うようになっているようにございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

聞いて今33年というのが基本的に出ましたよね。これの1.5倍を掛けた年数内にクリアされていけば、それをもって減免の対象になるということ。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

耐用年数が33年でございますので、償却率、基本的に取得価格、建物の価格ですね、それに90%、0.9を掛けまして、償却率、今の33年ですと毎年0.031という償却率が出てまいります。それを掛けて、さらに経過年数、建ててから何年たったかと。それが減価償却費になっております。その減価償却費を取得価格から差し引いて、残ったのが現時点での建物の残存価格。そこに被害の割合がどうだったかといったものを掛けて損失額を計算すると、そういうようなことになっております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

確認なんですけど、33年以上、40年とか50年たってでも、それに対しては一応数字ははじき出されてくるということで、残存価格でいいということですね。

○議長（石橋源一）



税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

残存価格はよく理解できました。税務署に行った場合、要するに税務署ではさっき罹災証明書関係ないと言ったんですけども、その家庭家庭の残存価格がありますね。それにあと罹災証明書が必要だというふうに、どなたかが税務署に聞いたときには、損失額を出すのには罹災証明書が必要だと。例えば全壊の場合はその残存価格に何%掛けて、その分を控除していきますよと、5年間かけてね。大規模半壊の場合、半壊の場合、一部損壊の場合は5%とかと言っていましたけれども、そうだと認識するんですけども、もし違うんだつたらごめんなさい。それをきちんと調べて報告していただければと思います。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

大変失礼しました。説明が足りなかったと思います。

単純にその罹災証明の全壊、半壊だけで判断するのではなくて、今申しました被害の割合を出す際には、全壊、流出、埋没、倒壊の場合には100%、被害の割合がですね。それから、半壊の場合には50%、一部損壊の場合には5%と。そういった被害の割合を出すときに必要となってまいります。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 38 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 7、議案第 38 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 38 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例についてありますが、これは議案第 37 号で御審議いただきました地方税法の一部改正に伴う多賀城市税条例の一部改正では補うことができない災害被害者の税負担を、市独自の減免措置により軽減するものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、資料 3、20 ページをお願いいたします。

議案第 38 号関係資料に基づき説明させていただきます。

まず初めに、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免の考え方について御説明いたします。

先ほどの議案第 37 号において説明いたしましたとおり、地方税法の改正によって津波により甚大な被害を受けた指定区域内の土地及び家屋に係る平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の課税が免除されることとなりました。また、個人住民税や軽自動車税などにおいても特例措置が講じられることとなりました。しかし、津波による被害を受けた区域以外で罹災した場合における固定資産税・都市計画税は法律による軽減の対象となっておりません。また、償却資産に係る平成 23 年度分の固定資産税についても、法律による軽減の対象とならなかったことなどから、東日本大震災の被害の状況を勘案し、適切な減免措置を講ずるよう総務省から通知があり、宮城県からも減免条例の例が示されたところでございます。本市においてもこの趣旨にのっとり、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例を制定し、災害被害者の負担軽減を図るものでございます。今回の地

方税法改正による軽減措置及び条例による減免に伴う市税の減収分につきましては、歳入欠陥債の発行が認められております。

なお、国民健康保険税につきましては、その関係部分において減免の考え方について御説明いたします。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

1.減免の対象者でございますが、東日本大震災の被害者で市民税、固定資産税、都市計画税または国民健康保険税の納税義務者を対象といたしております。

2.減免の対象となる税につきましては、平成22年度分及び平成23年度分の個人の市民税、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度分の法人の市民税、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税、平成23年度分の国民健康保険税でございます。

なお、平成22年度分の個人の市民税につきましては、東日本大震災が発生した以後に納期の末日が到来するものに限るものでございます。この平成22年度の市税につきましてはその多くが東日本大震災の発生前に納期限が到来しておりますが、個人市民税の特別徴収に係る3月分、4月分、5月分がこれに該当するものでございます。また、法人の市民税につきましては、事業年度の終了の日の翌日から2カ月以内に申告書を提出しなければならないとなっているため、東日本大震災発生から1年の間に終了する事業年度に係る分を減免の対象としたものでございます。

3.減免の概要でございますが、各税目ごとに減免の内容を御説明いたします。

初めに、(1)個人市民税と国民健康保険税でございます。

第2条第1項及び第5条第1項関係ですが、ア.納税義務者の死亡等に係る減免につきましては、個人市民税、国民健康保険税ともに納税義務者が死亡または行方不明のとき、また生活扶助を受けることとなったときには全部を、障がい者となったときには10分の9を減免するものでございます。

イ.納税義務者の居住する住宅の損害の程度に係る減免につきましては、個人住民税と国民健康保険税では取り扱いが異なっております。第2条第2項の関係の個人市民税では、居住していた住宅の損害の程度が半壊、大規模半壊または全壊である場合で、かつ前年中の合算所得が1,000万円以下であるものに対して、合計所得金額及び住宅の損害の程度に応じて平成22年度及び平成23年度に課する当該年度の市民税の額にそれぞれ減免の割合を乗じて得た額を減免するものでございます。合計所得金額が500万円以下であるときで、全壊または大規模半壊の場合は全部、半壊の場合は2分の1、次の21ページをお願いいたします。合計所得金額が500万円を超え750万円以下であるときで、全壊または大規模半壊の場合は2分の1、半壊の場合は4分の1。合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下であるときで、全壊または大規模半壊の場合は4分の1、半壊の場合は8分の1でございます。

次に、国民健康保険税の関係でございます。中身に入ります前に、国民健康保険税の減免の考え方について御説明いたします。

なお、今回定めようとする減免の規定内容、これは免除の対象あるいは免除の要件のことでございますが、それについてはおおむね国の財政支援の基準の通知内容に沿ったものとなっております。その通知によりますと、国民健康保険税の減免を行った場合には、その減免した額の10分の8に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金、国の1次補正で

ございますが、の交付対象とするとともに、残りの 10 分の 2 に相当する額を特別調整交付金の対象とする予定であるとのことでございます。ほかにも現在の国の動きとしては、所得減少に伴う所得割賦課総額の減少分に対する財政支援を考えていること、固定資産税が減免されることによる資産割収入が減少する市町村に第 2 次以降の補正で配慮することなどがありますが、詳細は現段階では示されていないところでございます。

減免の内容でございます。

第 5 条第 2 項関係ですが、国民健康保険税の納税義務者の居住していた住宅について、今回の災害で受けた損害の程度の区分に応じて平成 23 年度の国民健康保険税額から右欄の減免の割合を乗じて得た額を減免するものでございます。損害の程度が全壊または大規模半壊の場合は全部、半壊の場合は 2 分の 1 でございます。先ほどの個人市民税と違い、所得の区分を設けてございません。これは国民健康保険の場合、加入世帯の所得が余り高くないということも考慮しまして、所得区分を設けていないものでございます。

ここで国の財政支援基準との関係で違いを一つ説明いたします。

国の財政支援の基準によりますと、大規模半壊の場合は半壊と同じく 2 分の 1 と規定されております。大規模半壊の世帯については全部減免しても 2 分の 1 しか補てんされないということになりますが、次の第 5 条第 3 項関係がございまして、この第 5 条第 3 項関係ですが、ウ.長期避難世帯の納税義務者に係る免除でございまして、市内の指定された一定区域につきましても、長期避難世帯となった者に対しては国民健康保険税額の全部を免除するという規定がございまして、そのため、大規模半壊の世帯はおおむねこちらの長期避難世帯該当で減免されますので、減免した分のほとんどは補てんされるものと考えております。

次に、第 2 条第 3 項及び第 5 条第 4 項関係の工.原子力発電所の事故により避難または退避を行った場合に係る減免でございまして、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難または退避を行った場合、または同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域もしくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力対策本部長の指示の対象となった場合には、個人市民税、国民健康保険税ともに全部を免除するものでございます。

第 3 条関係 (2) 法人市民税の免除につきましても、平成 23 年 3 月 11 日において事務所、事業所等が津波により甚大な被害を受けた地域として市長が指定する区域内に所在する場合には、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度分の均等割を免除するものでございます。

第 4 条関係 (3) 固定資産税の減免につきましても、固定資産の区分ごとの損害の程度に応じて、平成 23 年度の固定資産税額にそれぞれ当該区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を減免するものでございます。

次のページに行きます。

土地につきましても、被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上の場合は全部、10 分の 6 以上 10 分の 8 未満の場合は 10 分の 8、10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の場合は 10 分の 6、10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の場合は 10 分の 4 でございます。家屋につきましても、全壊の場合は全部、大規模半壊の場合は 10 分の 6、半壊の場合は 10 分の 4 でございます。償却資産につきましても、償却資産の価格の 10 分の 10 の価値を減じた場合は全部、10 分の 6 以上 10 分の 10 未満の価値を減じた場合は 10 分の 8、10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じた場合は 10 分の 6、10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じた場合は 10 分の 4 でございます。

最後に、第6条関係4.減免の申請でございます。

(1) 減免申請の期限は平成24年3月31日までとしております。

(2) 減免申請の方法につきましては、原則として減免申請書を提出しなければならないことといたしておりますが、減免の対象となる納税義務者の負担軽減と減免を早期に実施するため、罹災証明書の交付申請等により減免の対象者であることが確認できる場合には、減免申請書の提出を要しないこととしております。

次に、恐れ入りますが、議案1の190ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしておりますが、第2条の平成22年度に係る個人の市民税の分及び第3条の法人の市民税の減免に係る分につきましては、平成23年3月11日から適用するものでございます。

なお、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の本文は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料3の21ページです。減免の割合のところでは合計所得金額が500万円から750万円の場合、半壊のときには4分の1という数字が出てまいります。750万円の場合には全壊または大規模半壊のときに4分の1という数字が出てきて、半壊のときは8分の1が出てくる。ところが、500万円以下の場合には半壊の2分の1しかない。私以外にもいろんな方が主張しているんですが、ここ税制に至っても一部損壊の場合の減免規定がもう全くないんですよ。せめて500万円以下のとき一部損壊で4分の1なり8分の1なりまけてあげることがあってもよかったのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長ですか、税務課長ですか。市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

これは準則に沿ってつくったものでございますので、その辺は考慮されておられません。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

私の聞き間違いかもしれませんが、先ほど市長は提案説明のときに市独自の減免条例だというふうに言いましたよ。たしか。いかがですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

例えば国民健康保険税で全壊と大規模半壊を同じにしております。それから、市民税ではこの原子力発電所の事故により避難または退避、これは準則には入ってございません。そのほか、法人の市民税の均等割に関する免除、これは宮城県は行いましたが、準則では示されておられない部分でございます。以上の3点が準則と違っている部分でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

準則には従ったけれども、独自のものもあると。だから、市独自だというふうに言いたいわけだね。私が言いたいのは、一部損壊は何もないんだと、屋根に300万円かかろうが500万円かかろうが何もないんだと、いいのかと。ずっと私以外の議員の皆さんもそういうことを言っているんですよ。そういうことは少しぐらい検討してもよかったのではないかと思うんですが。それとも、一部損壊の場合の修理代に公的な支援は考えているので勘弁してくださいということなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

一部損壊を全く考えなかったわけではございません。ただ、非常に適用が難しいといえますか、現在も全体の地域で調査を進めているわけですが、まだこの全体の調査が進んでいないという事情もございます。それが一番大きな……ただそういうわけではございません。済みません。ちょっと余計な話をしてしまいました。ただ実際、今この一部損壊についてはこちらでもその認定について非常に戸惑っているところがございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

これはぜひ市長にお答えいただきたいんですけども、例えば資料3の21ページでも、長期避難世帯の認定を受けた世帯は国民健康保険税全額免除するということですね。つまりマンションで、例えば7階、8階とかに住んでいて実際上被害がなくても国民健康保険税免除してあげますよということですよ。これは先ほど説明があったとおり、その減免した分の10分の8は臨時特例補助金というのが来て、10分の2は特別調整交付金があるというから、まあこれはこれでいいことにします。いいことにしますが、実際の被害にかかわりなく長期避難世帯に認定されると固定資産税も先ほどの説明で免除になると。都市計画税も免除になると。それから国民健康保険税も全額免除なんです。被害にかかわりなく。ところが、いわゆる一部損壊に認定された場合は何も、幾ら修理代がかかろうが、税金もまけてもらえないし、借金も融資の制度もないしということなんだね。だから、いろんな議案を次々と出されてくると、ますますもって一部損壊の場合の修理代に公的な支援制度をきちんとつくらないと不公平感が非常に広がっていくと。何でこんなにまで差つけられ

なきゃいけないのかというようなことに私はなるんじゃないかと思うので、その辺のところを篤と市長に考えていただきたいなと思っているんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員おっしゃるとおりのところも大分あると。いろいろと今回の大震災におきましては、私も避難所等を行ったところそんな話もいろいろと聞こえてまいりまして、やはり不都合のところが多々あるんじゃないかなというふうに思っております。津波関係のところは皆終わったでしょうけれども、被害の状況はですね、地震で崩れたところはまだ終わっていないところ、まだあるよね、調査。（「はい」の声あり）その辺のことも具体的にやってきたときに、私自身が冒頭申し上げたように、1次配分では配分基準に自治体の裁量の余地がありませんでしたけれどもという表現で、私、申し上げたわけですけども、今後の配分で裁量の余地があればということで、これからも次の2次配分等あると思いますので、ちょっとその辺の仕分けも必要なのかなというふうに思っております。ですから、ちょっと担当といろいろ細かいところを相談してみたいというふうに表現させていただければというふうに思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

実は一般質問も出しているので、議会全体の空気も察していただいて、前向きな検討をよろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

22ページに、減免の申請方法で事前に罹災証明の交付申請があったものは改めて出さなくてもいいですよということですよ。これらについてはこの人たちにはどういう方法で告知をしていくのか。あなたたちは出さなくてもいいですよという告知をしないと二重三重になってしまうんじゃないかと思うんですけども、これはどういうふうなぐあいに進めていこうとしているのか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今年度の、平成23年度の課税がまだ終わっておりません。納期限の延長をしております、固定資産税につきましては9月以降の納税通知書の発送を予定しております。

また、そういった部分で、今後これから課税する部分につきましては、既に建物の被害状況を調査し終わって判定がついているものにつきましては課税の段階で減免を行い、それと一緒に御通知申し上げます、そういう予定であります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。やはり藤原議員も言っていますが、根本議員も言っていますが、一部損壊の扱いは考えてやらなきゃいけないですね。いろいろ質問されるんです。「一部損壊だから、しゃあないんだもんね、法的にも」と言いますがけれども、やはり気持ちからいけば、こういう半壊の方々なりなんなりに税的免除もしてもらえということですので、一部損壊の方にもやはり何らかの形でお気持ちを出してやるということが大事じゃないかというふうに思いますので、これだけは再度ひとつ検討して、よき方法で御回答していただければということをお願いしておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

納税するカップの件なんだけれども、固定資産税の場合は9月30日というふうにして5ページに書かれてますよね。納期限の変更ということ。そうすると、個人市・県民税は8月末、あとは固定資産税は9月、国保は8月1日、介護が8月31日、下水道受益者負担金は9月30日、前段の件でお聞きしたとき、津波被害を受けたところは長期避難区域で全壊扱いだから、これはことしは納税しなくてもいいとなるわけですね。地震で被害を受けたところの調査がまだ終わっていないと言っていましたよね。きょう6月末近くなっています。大体いつごろ全部多賀城市内の被害調査を終了させる予定なんですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

大変、先ほど部長からも申しましたとおり、現在4,000件を超す地震被害に関する部分での調査の申し込みが来ております。三千数百件については回っておりまして、その後また再調査の御依頼とか来ております。ほかの県の自治体の皆さんの応援を得ながら一生懸命回っているところでございますが、大体沈静化してきたかなと思ってはおったんですけれども、高速道路の無料化の件で罹災証明の提出が必要だといったような報道が流れてから、また新たに毎日100件以上の調査依頼件数が出てきたりしておりまして、なかなかめどが立てにくいというのが現時点でございますが、できるだけ早く課税に間に合うように調査を行いたいと考えております。

なお、例えばいろいろスケジュールの関係で課税に間に合わなかったとしても、その調査が終わって判明した段階で減免対象ということであればそれは事務的に進めると、そういうふうと考えております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）



そうすると、調査が終わらなければスライドして納期限がずれるということ。そこまでは行かないの。それで、これは4期にわたって納期になりますよね。そうすると1期目はこうして一応提示されているけれども、2期目、3期目、4期目というのはどういうふうな予定をもって納期限を設定しているんですか。従前のスタイルに沿ったような納期限の期間でもっての定め方をするのか。どういうふうな形で決めていくんですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

固定資産税につきましては第1期を9月30日、第2期を11月30日、第3期を1月31日、第4期を曜日の関係で4月2日というふうに設定しております。

それから、個人住民税の普通徴収につきましては第1期を8月31日、第2期を10月31日、第3期を12月26日、第4期を2月29日といたしております。

さらに、特別徴収の部分につきましては第1回目を9月12日、以降毎月11日あるいは10日前後でございますが、10回目が来年の6月11日ということで、特別徴収は例年ですと12回、6月から翌年の5月までの12回で納めていただくことになるんですが、今回は9月から来年の6月までの10回で納めていただくというふうに納期限の方を変更してございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

国保と介護保険は。1回で言ってください、これ。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

失礼しました。

それから、この順番で行きますと、軽自動車税でございますが、9月30日ですね。これは1回でございます。

それから、国民健康保険税でございます。1回目が8月31日、2回目が、失礼しました。1期目が8月1日、2期目が8月31日、3期目が9月30日、4期目が10月31日、5期目が11月30日、6期目が12月26日、7期目が1月31日、8期目が2月29日、9期目が4月2日でございます。

それから、介護保険でございます。1期目が8月31日、2期目が10月31日、3期目が12月26日、4期目が2月29日でございます。こちらも例年6期から4期に期割を変更しております。国民健康保険税も10期から9期に期割を変更しております。

受益者負担金につきましては記載のとおりでございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

これを近いうちにあとはお知らせするんですよ。もうお知らせしたんですか。すれば、私たち何も聞かないよね。

ただここで問題になってくるのは、平成 24 年度分の場合、すぐまた平成 24 年度分の税金を納めなきゃならなくなるね。カップ。これは未曾有の大災害だから、こうしてずれるのはやむを得ない、時期的に。ただ次年度になれば通常の納期に戻していくんですか。若干スライドしていくんですか。24 年度、25 年度、3 年ぐらい。その辺までしないと、やはり納税者は納得しがたくなってくるんじゃないですか。こういうこと全然まだお話しされていないし、アナウンスもされていないし、だから皆さん、ことしはもう税金はないのかということ考えている人も一部おられるんじゃないですか。

○議長（石橋源一）

税務課長ですか。市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まず、この納期につきましては平成 23 年度だけの特例と考えております。24 年度からは通常に戻したいと考えております。議員はごらんになっていただかなかったんだと思いますが、災害情報第 5 号「つながろう！多賀城」、そのほか機会あるごとにお知らせしているつもりでしたが、届かなかったことはおわび申し上げます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

いや、そういうこと言うんだったら、今後はきつい質問しますからね。そのぐらいは何も見てないでなく、見てなかった、私、申しわけございません。え、いいんですか、そういうこと言って。もっとちゃんと説明してくれるのが議会のこういう質問、答弁じゃないんですか。違うんですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

今、私が謝罪いたしましたのは、もしも議員のところに届かなかったのであればと謝罪したのでございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

そういうのが嫌みになってしまうと言うんですよ。区長から各地区の班長を経由してたよりというのが手元に届くようになっているでしょう。私が見てないから申しわけないと今

謝ったでしょう。だけれども、一般的にこういうことを事前に聞かれたら説明するのが筋になってくるんじゃないですか。

今回の震災で皆さんお金相当使っているんですよ。一部損壊は全然減免の対象にもならない。何も見られない。保険屋は見ていますよ。地震保険、津波保険入っていれば。見てないのは行政だけだ。市民のことを考えているんですかと言うの。市民のことを考えているんだったら、少し一部損壊だってスズメの涙程度だって見るのが筋じゃないですか。言葉悪かったら訂正いたします。基本的に100円見られるところを10円ぐらいしか見られませんか、それだけでも違うんじゃないですか、今。自宅で自宅難民の方は一生懸命自分で食糧から何から調達していますよ。すべての市民に対して、被災者に対して食糧でも1回でも供給されているのなら何も言わないと思います、市民が。そういうことを全体的に考えてもらいたいと思うんだね。私が言っていること矛盾しているんだったら訂正します、ちゃんと。何のための審議なんですか、これ。違いますか。そういうふうにして対応をされるんだったら、事細かに今度いろんなことをお聞きするようになりますからね。私だけ、皆さんは良識の範囲内で多分御質問されると思いますから。

このことに対してはやはりもう少し真剣に、これから税金を納めなきゃならないんですよ。納めなければ督促でしょう。督促料取るでしょう。これは基本でしょう。違いますか。仮にいろいろ地震の被害でもって9月、10月までずれ込んでしまった。既に税金納めた。この分減額になります。今金利安いからね、ほとんどゼロ金利に近いから。じゃ、還付してくださいということないと思います。そういうことで事務処理が多少なりともおくれることが、これ相当事務量大いですから大変だと思いますよ、皆さん。だれしものが大変なんです。そういうことを考えて、やはりもっとちゃんとお互い質問しながら答弁していただきたいと思うんだけど、市民感情のことをちゃんと考えていただきたいと思うんですが、その辺に関してもう一度、部長、お願いします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ちょっと議員、誤解があると思います。今、払ってから減免化されるというような表現なさいましたけれども、固定資産税について言いますと、9月から納期始まる。それまでに確定した分は最初から減免した額でお願いいたします。ただそれまでに確定しなかった分につきましてはその後手続きしていただいて、今おっしゃったような例が発生するかもはわかりませんが、それは御本人とその調査の段階でほとんど顔合わせてお話ししますので、その部分できちんとお伝えはできると考えております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。（「今のことに対して確認しておきたい」の声あり）一言、他にも質問者がおられるということで、板橋議員の種々の思いは通じたと思いますので、じゃ、もう一度。

○9番（板橋恵一議員）

後日、カップを納付するということに対しては、事前にわかるような形でのお知らせをするわけですね。私みたいに、たよりを見なければわからなかったというようなことがないようなお知らせをするということですね。はい、わかりました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

先ほど松村議員が質問したのにちょっと関連するんですけども、先ほど罹災証明の調査が高速道路の関係で急激にふえた。そのことによって地震の方の調査が思うようにいっていないというような答弁がありましたけれども、それは事実ですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今までですと、支障がというよりは申込件数がふえているということです。ですので、収束しかけたかなと事務的には思っていたところなんですけれども、ああいう報道があってからまた申込件数がふえていると、そういう状況でございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

だから、あの報道があって、何とか皆さん罹災証明なり被災証明でもいただければ高速料がただで乗れると、無料になるということで、いわば電話が来て、うちも来てくれうちも来てくれというような状況であると大変だと思うんですよ。現実に必要なのは、私思いますが、地震被害、本当にかわら落として地震被害のあるところとか、本当に困っているところを早くやってやらなきゃいけない。

それで、もし高速道路のことに要因があるとすれば、私ははっきり言って全市民に対してそれを証明することを発行した方がいいと思うんですよ、逆に。その方が市の事務に停滞を来さないでやっていけるというふうに思われるんです。これはひとつ大変重要な課題だと思うんですよ。きょうも朝からずっと並んでいる、市民課でね。ですから、私は、今調査がもうふえているというのであれば、であれば、思い切ってここで多賀城市民全体にそういう証明書を発行することを早急に検討して結論を出すことが大事じゃないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

一律で住民全体に出しているところ、例を聞きますと、停電した、あるいは断水した、それを理由にして全住民に発行しているとのことであります。ただ多賀城市民の場合には、3月11日に市内にお住まいであればすべての方と言っていいくらい、小なりあるいは非常に大きな災害を受けています。ですから、私たちがそれを選択していないのは、一律に扱えない、多賀城市民は皆さん全く被害がないという方は恐らくいらっしゃいません。必ず被害を探せばあるはずですが、ただその幅が余りにも大き過ぎる。それで私たちは一律で扱うことを非常にためらっております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私が言っている根拠とあなたが言っている根拠は違うんですよ。私は、多賀城は一部損壊はほとんどいっていると思う。私のうちもいっています。ほとんどいっていると思う。ちょこっとでも亀裂が入ればそうだから。

だから私は、そういうことによって調査依頼がばんばんばん来て事務停滞するようであれば、思い切って、思い切ってここは全住民にいつそのこと発行した方が、震災のいろいろなものの事務的手続とかそういうものがもっともっと早まるんじゃないかと。そのことによって調査が4,000件ふえた、5,000件ふえたというよりも、今あるものを先にやって、今ふえているやつはそういう理由であればそれを解消してやるのが、私は事務効率化を図る意味でも大事じゃないかというふうに思うんですよ。そういうところを、部長は立場上そう言わざるを得ないんでしょうけれども、これはやはり責任ある市長、副市長、これはきちんと自分たちの政策としてやってやった方がいいですよ。朝、毎日市民課に行列をつくっているような姿勢を見れば、これは市長なり多賀城市の政策としてやろうと。そして、できるだけ職員にそういう面での仕事の負荷を減らしてやって、真にやらなければいけないものにシフトをしていくという姿勢に変えた方が私はいいのではないかというふうに思います。市長、いかがですか。英断を下してくださいよ。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

十分検討してみます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

一つだけ。簡単に申し上げます。

今も2階とか3階で、ひとり暮らしの老人、こういう方が被災届を出すこともわからない、知らないという方がやはり中にいらっしゃるんですよ。この間は、ある方がそんなことがあるのかということで、きょう役所を訪ねられて、そして被災届を出しましたということとあります。確かに各家庭に皆回ってはあるんですけども、文書読まないんだということとありますから、再度こういったことを徹底させるためにも、回覧板というようなものでチェックしていただくことを。あちこちの区長に回せばいいわけですから、区長にお願いすればいいわけですからね。きょうこちらに来てちゃんと届けの書類をつくっていたという人が一人おられました。こういうことについて、再度確認するというこの考えはどうですか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

周知の仕方、広報の仕方ですけれども、今は紙で各戸に配るようにはしていますが、実は回覧にしましたら、日中いない人は見る前に次の人に回ってしまっていて見られないんだという話が大部分あったんです。そういうことで、被災の最中の大変混雑しているときでもありましたけれども、そういったことを踏まえて各戸に配るようにはしているんです。それで何とかごらんいただきたいなということで考えているところなのでございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

ということで、現在もそういう方もいらっしゃるって、おかげさまで提出させていただきましたということであります。なかなか文章を読むということが、ええ、そうですかというようなことで、ですから、そういうことの漏れのないように何か工夫をしていただければと考えております。回答要りません。終わり。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

先ほど竹谷議員の発言に関連することなんですけれども、3月11日地震を経験してから2週間後に、私ども住まいするマンションの壁に人の字の亀裂が二つ出てきて、その後どんどんどんどんふえていき、クラックが広がって欠落している部分もあるということで、事の大小云々という、先ほど市民経済部長はおっしゃったけれども、確かに私どもは津波もかぶらないし大した地震の被害もそれはなかったんですが、ひび割れとか、それから何よりも市民の方々は給水、これでかなりの苦勞をしているんだということは、当然市民経済部長はおわかりでありながら、いわゆるランクといたらいいか、それをつけかねていたから云々ということで先ほど竹谷英昭議員の発言に対してお答えしたのかなと聞いておったんですね。

市民経済部長ではなくて、先ほどは市長が検討するというので御回答いただきましたけれども、この際私ども多賀城市民に対しては、やはり私も思うんですが、あのよう朝、それこそ横切ることも大変なくらいに人が並んでいるという状況を考えるときに、やはり早目に結論というものをお出しいただきたいと要望しておきたいと思っております。先ほど市長は検討するという御回答あったんですけれども、私もやはりこの際市民ひとしく厳しい震災の被害をこうむったと考えておるものですから、一言だけ発言をお許しいただければ、このことを強く強く、そしてできる限り今議会終了までには結論をお出しいただくようにこれはしてくれとお願いをして終わりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 8、議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 10、議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 84 億 6,321 万 6,000 円を追加し、総額 308 億 4,799 万 6,000 円とするものであります。

歳出については、災害廃棄物処理業務委託料、防災広報装置設置工事費等の追加補正を行うとともに、災害対応に伴い見直しを行った事業に係る減額補正を行うのが主なものであります。

歳入については、災害廃棄物処理事業費補助金及び災害対策債の増額補正を行うのが主なものであります。

次に、議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 2,047 万 7,000 円を追加し、総額 39 億 8,875 万 8,000 円とするものであります。

歳出については、災害対応に伴い見直しを行った事業に係る減額補正を行うとともに、災害復旧に必要な経費の追加補正を行うのが主なものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金の減額補正及び一般会計繰入金の増額補正を行うのが主なものであります。

最後に、議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、東日本大震災による応急復旧及び応急給水に係る修繕費、工事費等の増額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本案3件については、委員会条例第6条の規定により、22人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案3件については、22人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員22人を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月23日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時55分 散会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月22日

議 長 石橋 源一

署名議員 中村 善吉

同 吉田 瑞生